

青森県市町村合併推進要綱

新たな地域社会の
創造に向けて

平成12年10月
青 森 県

【目次】

第1 要綱の目的	1
第2 市町村の現状と課題	2
1 市町村を取り巻く社会の変化	2
2 市町村の動向	3
第3 広域行政の現状と課題	6
1 広域行政の現状	6
2 広域行政の課題	6
第4 自主的な市町村合併の推進についての基本的な考え方	8
1 自主的な市町村合併の推進の必要性	8
2 市町村合併により期待される効果	9
3 市町村合併に当たって懸念される事項と対応の方向性	10
第5 市町村合併の種類と市町村の合併パターン	12
1 市町村合併の種類	12
2 市町村の合併パターン	13
第6 自主的な市町村合併の推進に向けて	21
1 市町村、住民、各種団体等の姿勢	21
2 県の支援策	22
資料 市町村の行財政の状況等	26
参考1 市町村合併のプロセスの例と支援策	30
参考2 国の支援策	32
参考3 市町村の財政の状況	35

第1 要綱の目的

人口の減少、少子高齢化の進展、住民の日常生活圏の広域化、行政サービスの高度化・多様化、地方分権の進展、厳しい財政状況等、市町村の行財政を取り巻く環境は、大きく変化している。住民に最も身近な地方公共団体である市町村は、これらの課題に的確に対応する必要がある、それぞれの地域では、地方分権時代にふさわしい地域の将来像とそれを実現するための地域社会の在り方について、真剣に検討すべき時期に来ている。

特に、人口規模の小さい市町村ほど急速に人口の減少、少子高齢化が進む傾向にあり、厳しい財政状況と相まって、地域社会の存立そのものが危ぶまれている。このため、地域の将来展望を実現する有力な手段の一つである市町村合併について、各地域においては、真剣な議論を早急に行うことが求められる。

県では、このような情勢を踏まえ、平成11年7月に学識経験者、有識者8名で構成する「青森県市町村合併研究会」を設置し、市町村合併について様々な角度から検討を重ねてきた。また、平成12年8月には「青森県市町村合併懇話会」を設置し、市町村合併に関する県の施策等について、幅広く議論してきた。

この要綱は、これまでの検討成果や議論などを踏まえ、現行の「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)の期限である平成17年3月までの期間に自主的な市町村合併の推進に向けて県が講じる支援策を明らかにするとともに、自主的な市町村合併に向けた議論の手がかりとなる情報を広く市町村、住民、各種団体等に提供することを目的として制定する。

これからの市町村合併は、行政と住民、各種団体等が協働で新たな地域社会を創造するための重要な契機となり得る。県は、自主的な市町村合併を推進し、今後、この要綱に基づき、地域における取組みを支援するための各種施策を積極的に講じる。

第2 市町村の現状と課題

市町村を取り巻く社会は、大きく変化しつつある。また、市町村の行財政の現状を見ると、高度で多様な行政ニーズに十分対応できない恐れもある。このような中であっても、市町村は、将来にわたって基礎的自治体としての役割を十分果たしていかなければならない。

1 市町村を取り巻く社会の変化

(1) 地域再編の動き

人口の動向

本県の人口は、昭和60年の約152万人をピークに減少傾向に転じ、平成7年には約148万人となっている（国勢調査による）。

また、県内の人口を市部と町村部別に見ると、平成2年から平成7年までの5年間で、市部は約1万4千人の増加、町村部は約1万5千人の減少となっており、過疎化の進展も見られる。

生活圏の拡大

交通ネットワークの発達により、県民の利便性は向上し、行動範囲も拡大している。例えば、通勤の状況を見ると、昭和45年には、県内の多くの市町村において、就業者の90%以上が自分の住む市町村内で通勤していたが、平成7年には、大半の市町村で、他市町村への就業者の流出が進み、市部への通勤率が高まっている（資料1参照）。

(2) 少子高齢化の進展

本県の65歳以上の老年人口比率は、昭和60年から平成7年までの10年間で10.4%から16.0%へと上昇し、急速に高齢化が進展している。特に、過疎町村を含む町村部での高齢化が進展している。

将来の推計値を見ると、本県の少子高齢化は、全国を上回るスピードで急速に進展すると予想されている（資料2参照）。

(3) 産業構造の転換

我が国の産業構造は第3次産業のウェイトが高まりつつあり、この傾向は今後も一層進展するものと見られる。また、情報関連産業や医療福祉関連産業、環境関連産業等の新しい産業の創出・育成が求められている。さらに、情報技術革新の進展等を背景に、流通構造も大きく変化している。

このような状況の中で、本県の産業構造は、全国と比べ、第1次産業のウェイトが高く、地域経済の成長力は相対的に弱い。これまでの産業集積や業種の枠組みに捉われない新しい発想による産業の創出・育成によって、付加価値の高い産業への転換が求められている。

(4) 地域間競争の激化

全国的に高速交通基盤の整備が進展し、また国民の価値観や生活ニーズの多様化が進んでいる。さらに人口が減少局面に入らる中で、地域経済の活性化や定住の促進等に向けた地域間競争が激化していくことが予想される。

地方分権の進展に伴う自己決定・自己責任の時代を迎え、住民の豊かな生活環境を整備し、企業、各種団体等の活動を支援する地方公共団体の能力が、今後一層問われる時代となる。

2 市町村の動向

(1) 市町村数の変遷

市制町村制施行時（明治22年4月1日）には、本県の市町村数は171（1市5町165村）であり、町村合併促進法施行時（昭和28年10月1日）には163市町村（3市33町127村）となった。

その後、市町村合併が進展した結果、昭和30年3月31日には86市町村（6市28町52村）となり、わずか1年半余りの間に市町村数は半減した。現在の市町村数は67（8市34町25村）となっている。

(2) 市町村の人口・面積

本県の人口は1,504,358人、面積は9,606.27km²で、このうち市部が占めるシェア

は、人口で約64%、面積で約23%である（平成11年3月31日現在。資料3参照）。

全国との比較で見ると、人口については、市、町村とも全国的にほぼ中位にあるが、面積については、上位にある。

（3）人口の推移

市町村別の人口の推移を見ると、昭和58年から平成11年までの16年間に、青森市、弘前市、八戸市の中核的な都市や十和田市、三沢市、八戸市周辺の町村部で人口の増加傾向が見られる。その他の地域では人口が減少しており、特に半島の先端部など都市部から離れている町村では人口減少が著しい（資料4参照）。

将来の推計値を見ると、平成7年と平成37年との比較において、市部が8.6%減、町村部が24.4%減となっている。特に、半島先端部や中山間地域の町村では、人口減少に伴う地域の活力低下が懸念される（資料5参照）。

（4）行財政の状況

財政力指数

財政力指数は、各市町村で想定される財政需要における財政収入の占める割合であり、財政力の強弱を示す指数として用いられる。この指数が1に近く、また1を超えるほど財源に余裕があるとされている。

本県の市部で1.0を超えているところはなく、0.5以上が青森市、弘前市、八戸市、むつ市の4市である。町村部は、六ヶ所村が1.0以上であるが、それ以外は全て0.5未満であり、中でも0.2未満という著しく財政力の弱い町村が全体の半数近くに上る（資料6参照）。全国と比べても財政力が弱い町村が多い。

経常収支比率

経常収支比率は、人件費や公債費等の経常的な経費が地方税や普通交付税等の一般財源に占める比率であり、財政構造の弾力性を示す指標として用いられる。これが高いほど、財政構造が硬直化していることになる。

近年、人件費や公債費などの義務的経費が市町村の財政を圧迫し、全国的に経常収支比率は高水準にある。本県では80%以上の団体が57市町村に上り、

80%未満の団体は10市町村に過ぎない（資料7参照）。本県の市町村は、全国の市町村よりも一層、財政構造の硬直化が進んでいる。

公債費負担比率

公債費負担比率は、一般財源に占める公債費に充当された一般財源の割合で、財政構造の弾力性を示す指標として用いられる。一般的には、財政運営上15%が警戒ラインとされている。

本県では15%以上20%未満の団体は25市町村、20%以上の団体は19町村となっており（資料8参照）、施設建設等に伴う地方債の償還が市町村財政を圧迫している。

専任組織の設置状況

市町村における新たな行政課題と考えられる女性施策部門、環境政策一般部門、地域高度情報化部門の専任組織の設置状況を見ると、規模の大きい市町村ほど、新たな行政ニーズに対応する専任組織の設置が進んでいる傾向が見られる。

専門職員の配置状況

保健婦及び保健士、助産婦、土木技師、建築技師、都市計画一般、商工一般について見ると、小規模の市町村では、十分確保できていない職種も見られる（資料9参照）。

行政情報化の状況

地域情報通信システムの整備状況について見ると、例えば、行政窓口サービスオンラインシステムは6市町村、公共施設予約案内システムは1市のみと、一般的に本県市町村では導入が進んでいない（資料10参照）。

インターネットをメディアとした情報提供が主流となり、IT革命が急速に進展する中で、本県の市町村は、行政の情報化に向けた対応が遅れている。

第3 広域行政の現状と課題

市町村は、広域的な行政ニーズに効率的に対応するため、これまで広域行政を積極的に進めてきている。

1 広域行政の現状

(1) 一部事務組合

一部事務組合は、消防、ごみ処理、し尿処理、火葬場の設置等多数の行政分野で設置されている。それぞれの組合の共同処理事務、構成市町村は、多種多様な組合せとなっている。

1市町村当たり平均9.6（最高で14）の一部事務組合に加入しており（平成12年4月1日現在）また、郡の区域や広域市町村圏を越えて組織されている組合も見られる。

(2) 広域連合

「津軽広域連合」と「つがる西北五広域連合」が設置されている。いずれの広域連合とも、広域市町村圏計画の策定、介護保険認定審査会の設置及び運営、ふるさと市町村圏基金の果実を活用した人材育成・交流事業、地場産業の振興、広域観光の振興等の事務を行っている。

2 広域行政の課題

(1) 一部事務組合の課題

一部事務組合は、制度面、運用面で次のような課題を抱えている。

制度的な課題

- ア 広域的な地域づくりに関する法制度が担保されていない。
- イ 構成団体から財政的に独立していない。
- ウ 主体的な運営ができない。

運用面での課題

- ア 広域的・地域づくりの視点が不足している。
- イ 責任の所在が不明確になりやすい。
- ウ 迅速・的確な意思決定を行うことが難しい。

(2) 広域連合の課題

広域連合は、一部事務組合の課題を踏まえて創設された制度であり、広域計画の作成、広域計画の実施に必要な措置の構成団体に対する勧告など、一部事務組合には認められていない権限等が法制度上担保されている。

しかし、広域連合は、一部事務組合と同様、構成団体からの財政的な独立性がなく、運用面では一部事務組合と同様の課題を抱えている。このため、効率的、一体的な行政施策を確実に展開することは難しく、こうした課題を克服するためには、意思決定、事業実施の一元化を図ることが必要であり、そのためには、市町村合併が有効である。

なお、広域連合による広域的な取組みを積み重ねることにより、将来的に圏域内の一体感が醸成され、その結果として、市町村合併を検討するにふさわしい状況をつくり出すことも期待される。

第4 自主的な市町村合併の推進についての基本的な考え方

1 自主的な市町村合併の推進の必要性

市町村は、次のような課題に的確に対応して、地域の将来展望を実現するために行財政体制の整備等を進めなければならない。このため、課題解決の有力な手段である市町村合併について、住民、各種団体等とともに、真剣な議論を早急に行うことが必要である。

(1) 住民生活及び社会経済の現状と展望から見た必要性

人口減少・少子高齢化への対応

人口の減少や少子高齢化の進展に伴い、地域経済への影響、地域の活力低下が懸念されており、保健、医療、福祉、教育、まちづくり等、様々な分野で行政ニーズが増大すると見込まれる。

これらの施策を中心となって担う行政主体は、住民に最も身近な市町村であるが、特に小規模な町村においては、過疎化や少子高齢化の急激な進展が予想されており、的確な対応が困難ではないかと懸念される。人口減少・少子高齢化に対応するため、行財政体制の整備が必要である。

生活圏の拡大への対応

現在、通勤・通学や買い物、通院等の住民生活は、既存の市町村の区域を越えた範囲で展開されている。市町村は、住民の生活圏の拡大に対応して、これまで以上に積極的に広域的なまちづくりを推進していく必要がある。

しかし、既に見たように現在の広域行政では、制度面、運営面での課題が多く、十分な対応が困難と考えられる。広域的なまちづくりを一体的に進め、住民の利便性の向上を図ることが必要である。

価値観の多様化への対応

社会資本の整備、所得水準の向上等により、生活の物質的な豊かさが満たされてきたことを背景に、生活の質を重視する傾向が強まり、住民の価値観は多様化してきている。市町村は、今地域で何が最も求められているかを的確に把握して、地域づくりを進める必要がある。

その際市町村は、専門的知識を備えた職員により、住民、各種団体等と協働して、総合的な地域づくりを進めることが求められる。このためには、現在の市町村の区域を越えた行政体制の整備が必要である。

産業振興・地域間競争激化への対応

国内外の地域間競争がさらに激しくなることが予想される中で、今後は、既存の産業の高度化に加え、産業間の連携を一層深め、付加価値の高い新たな産業の創出

や都市政策と産業政策の一体的な推進など、総合的な施策の展開が求められる。

本県においては、産業振興に果たす行政の役割は依然として大きい。現在の市町村を単位とした産業政策では十分な対応が困難と考えられる。市町村は、自己決定・自己責任の時代を迎え、住民、各種団体、企業等に選択される魅力あるまちづくりを進めるため、産業政策に関して広域的、重点的に取り組むことが必要である。

(2) 行財政の現状と展望から見た必要性

地方分権への対応

地方分権の進展により、地域が真に望むまちづくりや行政サービスの展開が可能になる。これを実現するため、市町村には、自ら施策を企画・立案し、実行する能力が求められる。さらに、自ら選択して推進する事業を実行するための財政基盤の強化も必要となる。

地方分権の成果を活かすためには、市町村の行財政体制の整備が必要である。

厳しい財政状況への対応

現在、国・地方の財政状況は、極めて厳しい状況にある。財政基盤が比較的弱く、国からの財源補填等に大きく依存している本県の市町村は、自主財源の確保や財政の硬直化の解消に一層努める必要がある。また、行政サービスの質をできる限り維持しながら、限られた財源・人的資源を重点的に配分した効率的な行政運営を行わなければならない。

市町村は、行政サービスの質を維持しながら、新たな行政ニーズにも十分対応するため、行財政運営全般にわたる抜本的な改革を積極的に進めることが必要である。

既存の広域行政の限界への対応

現在の広域行政では、高度で多様な行政サービスの提供や広域的なまちづくりには、十分な対応ができていない。また、市町村の個別事務の効率化は進むものの、財政基盤そのものの強化にはつながりにくい。

こうした課題を解決するため、これまでの広域行政の成果を活かしつつ、地域を再編成していくことが必要である。

2 市町村合併により期待される効果

各市町村においては、次のような一般的な効果を参考として、市町村合併の具体的な効果を住民、各種団体等に提示し、議論を深めていくことが必要である。

(1) 住民生活及び社会経済面での効果

広域的観点に立った効率的・総合的なまちづくり

市町村合併により、広域的なまちづくりや行政サービスの提供体制づくり、ひいては「地域経営」能力の向上が可能になると考えられる。

特に、多極分散型の地域構造を有する本県においては、「地域経営」の中で中心的な役割を果たす市町村が集約化され、中核市移行や市制施行等が進み、個々の自治体の権能が高まることにより、県全体の総合力も向上するという効果も期待できる。

重点的な投資による基盤整備の推進

市町村は、地域の判断に基づいて、合併による行財政の効率化によって生み出された財源を新たなまちづくりや産業振興のために重点的に投資することが可能となる。また、地域内の格差是正に必要な社会資本の整備に投資することも可能となる。このように、住民の利便性の向上と産業基盤の充実、社会資本の整備が期待できる。

(2) 市町村の行財政面での効果

行財政の効率化

現在、県内の多くの市町村は厳しい財政運営を強いられているが、市町村合併によって、個々の自治体が持っていた管理部門を一つの自治体に集約することなどにより、行財政の効率化が期待できる。

地方分権が進む中で、各市町村には、より効率的な行政組織の運営が求められている。合併により誕生する新たな市町村は、効率化により職員数や経常的経費を削減し、それによって生み出した余剰経費や人員を行政運営の方針に即しながら、行政ニーズの高い分野へと振り向けることが可能となる。

行政サービスの向上

市町村合併による行財政の効率化や市町村の規模の拡大に伴い、多様で専門的な人材を確保し、行政サービスの充実を図ることが可能となる。

また、人材確保の面ばかりでなく、市町村の行政区域が広がることで、公共施設を効率的に配置するとともに、既存の公共施設をより広域的に有効に利用できるようになり、住民の利便性の向上という効果も期待できる。

3 市町村合併に当たって懸念される事項と対応の方向性

各市町村においては、住民、各種団体等が抱く市町村合併に当たっての懸念を探り、その解消に向けた具体的な対応策を協議し、住民、各種団体等と検討を進める必要がある。

(1) 地域の個性や地域の在り方に係る事項

旧来の地域の個性やまちづくりの成果の喪失

これまで長年にわたって培われてきた、それぞれの地域における歴史、伝統、文化、個性、まちづくりの成果等を十分に尊重することが必要である。また、合併後も合併前の地域が持っていた歴史、伝統、文化といった特徴及びそれを担ってきた

コミュニティを尊重し、さらにはまちづくりの成果を継承して、将来的にも活かして新しいまちづくりを進める必要がある。

中心部と周辺部の格差発生・拡大

市町村合併による行財政基盤の強化により、新市町村のまちづくりのビジョンである「市町村建設計画」に沿って、地域バランスを考慮して各地域の社会基盤を整備しながら、同時に各地域の個性を伸ばす重点的な施策の展開が可能となる。

住民の意見が行政に反映されにくくなる

市町村合併を契機に、住民の意見を集約するような地域コミュニティを尊重、育成し、地域コミュニティに立脚した住民参加型の行政運営を従来にも増して進めることにより、住民の声をきめ細かく行政に反映させることが可能となる。

また、旧市町村単位等の地域からの意見を行政運営に反映させるため、旧市町村の区域ごとに設置可能な地域審議会やその他の組織の活用を進めることも必要である。

(2) 行政サービスの質・量に係る事項

市役所や町村役場、公共施設が遠くなり、現在よりも不便になる

合併以前の役場等の支所化、オンライン化、公共施設のネットワーク化、公共施設循環バスの運行その他の方策を講じることにより、住民の利便性の向上を図ることが可能となる。

なお、旧役場付近の活力低下の懸念もあり、このため、例えば役場を支所化するだけでなく、住民の生涯学習や地域づくりの場へ転換することも重要である。

きめ細かなサービスの提供ができにくくなる

支所、出張所の適正な配置とその効果的な活用や地域コミュニティの活用などにより、住民ニーズをきめ細かに把握し、適切な行政サービスを提供することが可能となる。

行政サービスが低下する

合併協議会等の議論の過程で、行政サービスの在り方について地域住民に対して説明し、サービス水準の検討、調整を十分に行うことにより、適正なサービス水準を確保することが可能である。また、福祉サービスなどの基幹的な行政サービスに関しては、地区間で格差が生じないように留意しなければならない。

さらに、行政と住民、各種団体等が協働で行政サービスを確保する方策の検討も必要である。

第5 市町村合併の類型と市町村の合併パターン

1 市町村合併の類型

地域において市町村合併を議論する際は、「何のために合併するのか」という「合併により目指すべき目標」を地域の实情に応じて明らかにして、市町村、住民、各種団体等が共通の認識を持つことが必要である。自主的な市町村合併に向けた地域の円滑な議論に資するため、「新青森県長期総合プラン」から導かれる本県における地域づくりの方向性を踏まえつつ、市町村の適正規模の在り方も考慮して、市町村合併により目指すべき目標を次のとおり類型化する。

類型の名称	目指すべき目標	特徴と類型相互の関係
中核都市創造型	本県の中核都市である青森市、弘前市、八戸市と周辺市町村が合併することにより、県土全体の発展の中核となる都市の形成を図る。 (人口規模：中核市の要件である30万人以上)	県土全体の発展の中核となる都市を目指す類型であり、集積した都市機能をより強化することにより、高度なサービスを広く住民に提供し、生活者重視の豊かな地域社会の形成、県全体の活性化を図る。
地域中心都市創造型	県内各地域における既存の都市と周辺町村が合併することにより、中核都市に準じる拠点性の高い都市への発展を目指す。 (人口規模：都市機能の強化により生活圏域の充実が図られる10万人程度)	中核都市との連携を図りつつ、県土の均衡ある発展の実現に向けて、地域固有の歴史や文化、産業の集積等を活かしながら、都市機能をより強化し、地域に密着した生活圏域の充実を図る。
新市創造型	社会的・文化的なつながりが一体的である町村が合併することにより、新市を創造し、都市として総合的・計画的な行財政運営を図る。 (人口規模：市制施行が可能な4万人以上)	中核都市、地域中心都市との連携を図りつつ、都市機能と地域産業の集積、地域に密着したサービス提供体制の充実により、地域における自律的発展力の充実を図る。
地域活力創造型	共通の地域資源を有する町村が合併することにより、地域全体の産業基盤の強化と活力の充実を図る。 (人口規模：住民サービス需要への的確な対応が期待される1万人以上)	行財政運営の効率化と重点的施策の推進を図るとともに、中核都市、地域中心都市との密接な連携と相互扶助を深め、住民サービス需要への的確な対応や産業活性化を図る。

2 市町村の合併パターン

地域において市町村合併を議論する際は、対象となる市町村を明らかにしていくことが必要である。地域の将来を地域自らが考え、自主的な市町村合併に向けた具体的な議論を進める際の手がかりとして、市町村の合併パターン（合併の具体的な組合せ）を次のとおり作成した。

なお、各地域において、自主的な市町村合併に向けた議論に取り組みやすいよう、より小さなまとまりの組合せもあわせて示す。

いわゆる「昭和の大合併」から約45年の期間が経過し、地域の様々な結びつきが変化するとともに、今後もさらなる地域再編の動きが予想されている。この合併パターンは、県土の均衡ある発展と地域の自律的発展力の充実を図るため、20～30年先の中長期的な視点に立って、次の項目を総合的に勘案して、市町村合併の類型に応じて作成した。

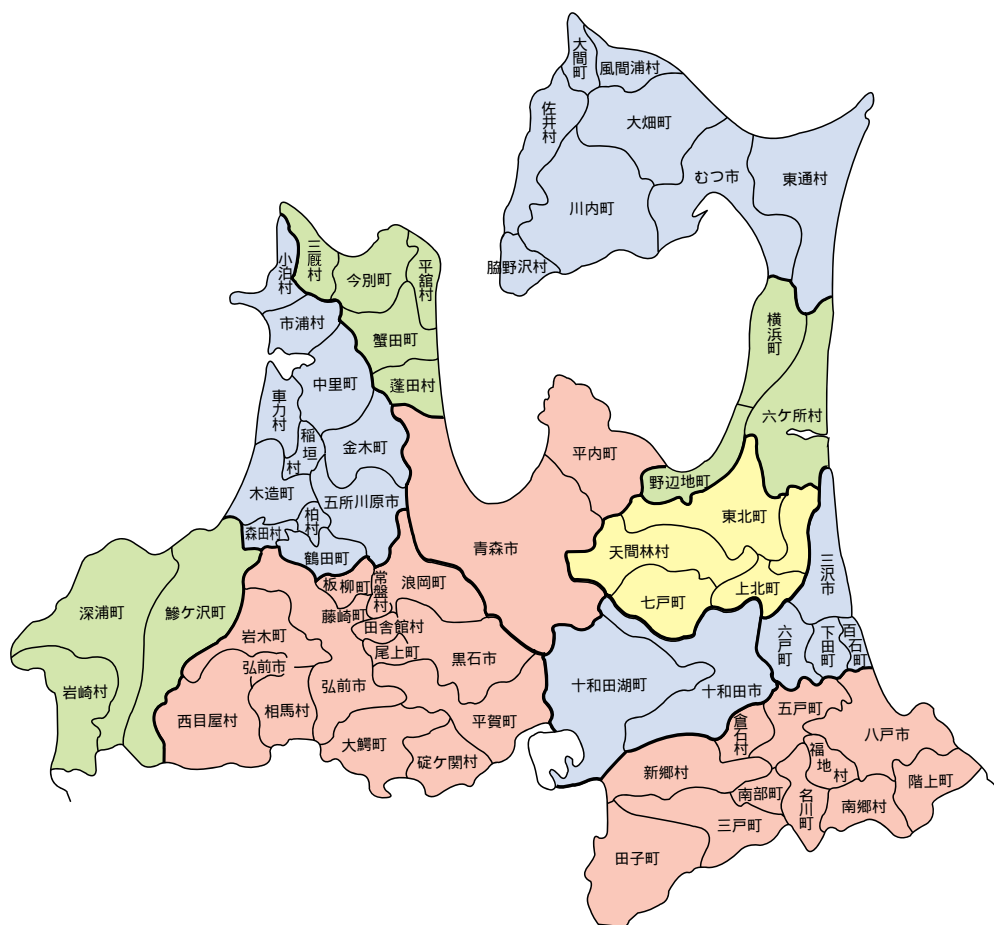
地域の結びつきを示す生活圏の指標（通勤圏、通学圏、商圈、通院圏）及び行政圏の指標（郡の区域、高等学校学区、一部事務組合（消防、ごみ処理）の区域、広域市町村圏、保健所所管区域、警察署管轄区域）の統計的分析の結果

県民、各種団体（代表者）、市町村長、市町村議会議員に対するアンケート調査結果

市町村長インタビュー結果

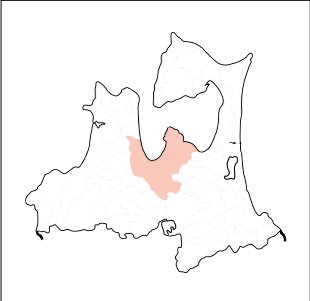
市町村合併に向けた地域の自主的な動き等

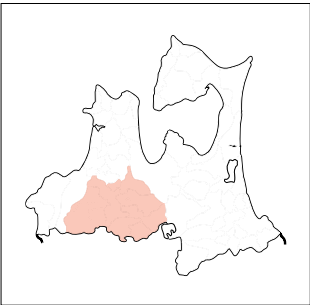
なお、統計的分析には限界があり、また、アンケート調査、インタビュー等では多様な意見が示されている。県は、この合併パターンを地域における議論のたたき台として提供する。市町村合併の組合せは、地域の合併に対する気運や熟度に応じて変わるため、この組合せ以外の組合せもあり得る。



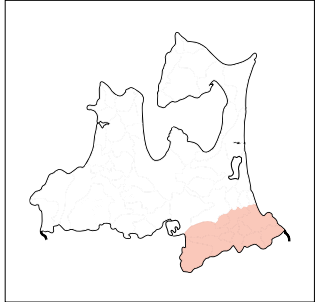
	市 町 村 の 組 合 せ	人口(人)	面積(km ²)	類 型
1	青森市、平内町	313,278	909.25	中核都市創造型
2	弘前市、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、碓ヶ関村、板柳町 黒石市、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村	352,840	1,729.88	中核都市創造型
3	八戸市、階上町、福地村、南郷村 三戸町、田子町、名川町、南部町 五戸町、倉石村、新郷村	337,769	1,274.50	中核都市創造型
4	五所川原市、鶴田町 木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村 金木町、中里町、市浦村、小泊村	140,797	920.98	地域中心都市創造型
5	十和田市、十和田湖町	69,386	688.60	地域中心都市創造型
6	三沢市、百石町、六戸町、下田町	77,371	275.91	地域中心都市創造型
7	むつ市、川内町、大畑町、東通村、脇野沢村 大間町、風間浦村、佐井村	91,156	1,414.57	地域中心都市創造型
8	蟹田町、今別町、蓬田村、平館村、三厩村	18,414	435.67	地域活力創造型
9	鯨ヶ沢町、深浦町、岩崎村	27,180	831.86	地域活力創造型
10	野辺地町、横浜町、六ヶ所村	34,058	461.11	地域活力創造型
11	七戸町、上北町、東北町、天間林村	42,109	663.94	新市創造型

(資料) 人口、面積については、自治省「全国市町村要覧 平成11年版」

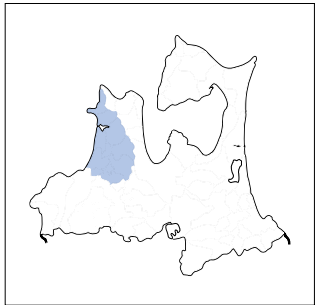
1 青森市、平内町				
人口	313,278人	面積	909.25km ²	中核都市創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市への移行による都市計画、環境保全行政等の充実、イメージアップ、県土全体の発展のけん引役としての機能強化 ・陸奥湾、八甲田山等の豊かな自然環境を守り育てながら、いきいきと暮らせる生活環境の整備 ・県内と国内他地域、世界とを結ぶ交通基盤の結節機能、県内行政、金融、商業、情報の中核拠点機能の強化 ・基幹産業であるほたて養殖漁業の活性化 ・地域コミュニティを支える都市型ケーブルテレビ網の拡充、雪と調和したまちづくり等を通じた高次都市機能の充実 			

2 弘前市、黒石市、岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鰐町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村、板柳町				
人口	352,840人	面積	1,729.88km ²	中核都市創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市への移行による都市計画、環境保全行政等の充実、イメージアップ、県土全体の発展のけん引役としての機能強化 ・伝統文化や歴史ある街並み、豊かな自然と調和した新たな就業環境と潤いのある豊かな生活文化を活かした居住環境の整備 ・米、りんごの生産技術、加工技術を活かした産業集積、学術研究機能、医療機能、商業機能、情報機能の集積と広域活用 ・農業を基軸とした安定した食料基地としての機能強化 ・高速交通拠点機能の充実、強化と交流人口の増大による産業振興 ・岩木山、白神山地等の豊富な観光資源、余暇休養機能の一層の充実と有効活用 			
<p>この14市町村の区域は、より小さなまとまりとして、弘前市を中心とした岩木町・相馬村・西目屋村・藤崎町・大鰐町・碓ヶ関村・板柳町のグループ、黒石市を中心とした尾上町・浪岡町・平賀町・常盤村・田舎館村のグループによって構成される。</p>				

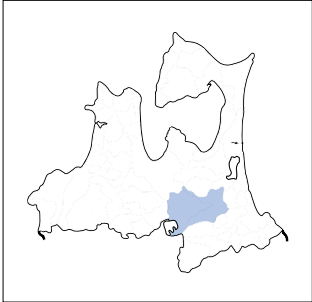
3 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、倉石村、新郷村

人口	337,769人	面積	1,274.50km ²	中核都市創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市への移行による都市計画、環境保全行政等の充実、イメージアップ、県土全体の発展のけん引役としての機能強化 ・国際流通機能の強化による産業振興と北東北における国際物流拠点の整備 ・高速交通拠点機能の充実、強化と交流人口の増大による産業振興 ・水産業、工業の産業集積と技術集積を活かした新たな産業生活空間の整備 ・野菜、果樹、畜産、花き、施設園芸の多品目複合産地の形成、農業を基軸とした安定した食料基地としての機能の強化 ・農村滞在型の余暇・レジャー活動機能の一層の充実 			
<p>この11市町村の区域は、より小さなまとまりとして、八戸市を中心とした階上町・福地村・南郷村のグループ、三戸町・田子町・名川町・南部町のグループ、五戸町・倉石村・新郷村のグループによって構成される。</p>				

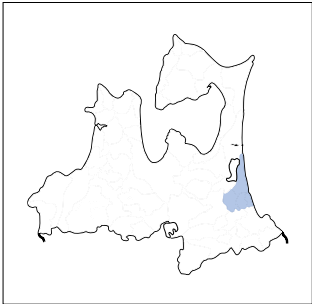
4 五所川原市、木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村、金木町、中里町、鶴田町、市浦村、小泊村

人口	140,797人	面積	920.98km ²	地域中心都市創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中心都市としての機能の集積、地域発展のけん引役としての機能強化 ・林業、水産業、木材産業の振興、先端産業を中心とした産業基盤の強化 ・農業を基軸とした安定した食料基地としての機能強化 ・高速交通拠点機能の充実、強化と交流人口の増大による産業振興 ・日本海文化や雪国文化等を基礎とした新たな生活文化の創造、北国の新たなライフスタイルの提案と情報発信 ・津軽半島地域における連携、交流の拡大による豊富な観光資源の一層の充実と有効活用 			
<p>この11市町村の区域は、より小さなまとまりとして、五所川原市・鶴田町のグループ、木造町・森田村・柏村・稲垣村・車力村のグループ、金木町・中里町・市浦村・小泊村のグループによって構成される。</p>				

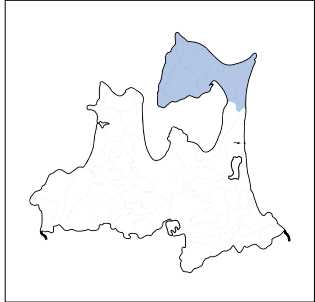
5 十和田市、十和田湖町

人口	69,386人	面積	688.60km ²	地域中心都市創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の集積、青森地域と八戸地域の結節拠点としての機能の充実 ・十和田湖等の豊富な観光資源、自然資源を有効に活用し、環境に配慮した国際観光地の整備 ・米、野菜、畜産等の農業を基軸とした安定した食料基地としての機能強化 ・農産・食品加工業と商業、観光の調和のとれた田園産業都市としての機能強化 ・豊かな教育環境と快適でゆとりのある居住環境の整備 			

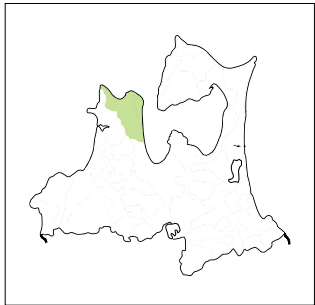
6 三沢市、百石町、六戸町、下田町

人口	77,371人	面積	275.91km ²	地域中心都市創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の集積、八戸地域と下北地域の結節拠点としての機能の充実 ・高速交通拠点機能の充実、強化と交流人口の増大による産業振興 ・地域特性を活かした国際色豊かな文化都市としての機能強化 ・野菜等の農業技術の集積を活かした農業と水産業、工業、商業の調和のとれた産業振興 ・豊富な観光資源の有効活用 			

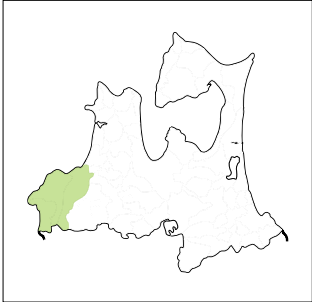
7 むつ市、川内町、大畑町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、脇野沢村

人口	91,156人	面積	1,414.57km ²	地域中心都市創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心都市としての機能の集積を高め、圏域内での一定水準の自立型の機能整備、他圏域との連携基盤の整備 ・ 北海道南部との結節点として、広域的な地域ブロック間の交流拠点 ・ 多様性に富んだ観光資源等の貴重な地域資源の有効活用 ・ 海洋、環境、エネルギー研究を先導する国際的学术交流基盤の整備 ・ 原子力発電所の立地を契機とした新たな地域開発 ・ 水産業の技術集積に伴う高度商品化、高付加価値化による水産業の振興と森林資源を活用した林業、木材産業の振興 ・ 広域情報ネットワークの充実 			
<p>この8市町村の区域は、より小さなまとまりとして、むつ市を中心とした川内町・大畑町・東通村・脇野沢村のグループ、大間町・風間浦村・佐井村のグループによって構成される。</p>				

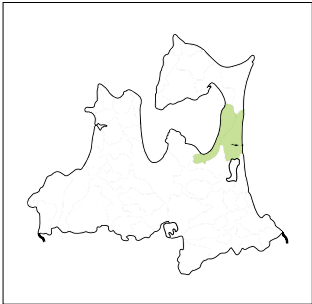
8 蟹田町、今別町、蓬田村、平館村、三厩村

人口	18,414人	面積	435.67km ²	地域活力創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接都市圏域との連携強化による都市的な利便性を取り込んだ新たなまちづくり ・ 北海道南部との結節点として、広域的な地域ブロック間の交流拠点 ・ 適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供と行財政基盤の強化 ・ 農業、林業、水産業、木材産業の振興、新エネルギーの先進的な取組みによる産業基盤の強化 ・ 津軽半島地域における連携、交流の拡大による豊富な観光資源の一層の充実と有効活用 			

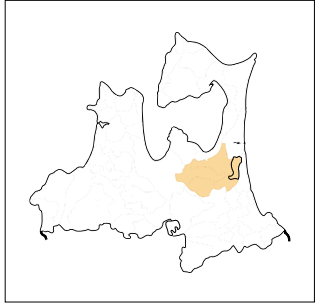
9 鱒ヶ沢町、深浦町、岩崎村

人口	27,180人	面積	831.86km ²	地域活力創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・環日本海交流の玄関口としての機能充実、強化 ・隣接都市圏域との連携強化による都市的な利便性を取り込んだ新たなまちづくり ・適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供と行財政基盤の強化 ・漁場環境の整備等による沿岸漁業の振興、林業の振興による産業基盤の強化 ・高速交通拠点機能の充実、強化と交流人口の増大による産業振興 ・日本海文化等を基礎とした新たな生活文化の創造 ・白神山地等の豊富な観光資源、余暇休養機能の一層の充実と有効活用 			

10 野辺地町、横浜町、六ヶ所村

人口	34,058人	面積	461.11km ²	地域活力創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・下北地域と青森地域、八戸地域との結節拠点としての機能の充実 ・原子燃料サイクル技術を活用した試験研究機能の充実、エネルギー産業の集積等による新たな地域産業の振興 ・適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供と行財政基盤の強化 ・防災拠点機能の充実、強化による環境と安全に配慮された、豊かな自然資源と調和のとれた新たなまちづくり ・漁場環境の整備等による沿岸漁業の振興、畜産業の振興による産業基盤の強化 			

11 七戸町、上北町、東北町、天間林村

人口	42,109人	面積	663.94km ²	新市創造型
特に期待される合併の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の創造による福祉施策の充実、公共施設・都市基盤の整備、イメージアップ ・高速交通拠点機能の充実、強化と交流人口の増大による産業振興 ・十和田地域、三沢地域の機能補完とこれら地域と青森地域、下北地域との結節機能の強化 ・野菜、畜産等の農業を基軸とした安定した食料基地としての機能の強化 ・隣接地域との連携、交流の拡大による豊富な観光資源と商業機能の有効活用 			

第6 自主的な市町村合併の推進に向けて

1 市町村、住民、各種団体等の姿勢

(1) 地域の主体的な取り組み

市町村や議会は、現状の問題点や地域の将来の姿、そして将来的な課題に対応するための行財政体制整備の有効な手段である市町村合併について、住民、各種団体等とともに、様々な角度から主体的かつ積極的に検討を進めることが必要である。

また、本格的な地方分権時代を迎え、住民参加によるまちづくりは一層重要性を増してきている。NPO法人設立の積極的な動きに象徴されるように、住民、各種団体等と行政が協働して地域づくりに取り組む環境が整いつつある。こうした状況の中で、住民、各種団体等は、これまで以上に自らの地域について関心を持ち、情報収集を積極的に行い、地域の将来の在り方や市町村合併について、自らの問題として主体的に検討する姿勢が求められる。

(2) 情報の公開と共有

地域の将来の姿を市町村と住民、各種団体等が検討するに当たっては、各主体が共通の情報を持つ必要がある。市町村は、これまでも行財政の現状や課題、地域の将来ビジョン等について広報広聴活動を展開してきているが、これまで以上に情報公開を推進し、住民参加の基礎となる情報をわかりやすく住民、各種団体等に提供し、情報を共有しながら、ともに地域づくりを進める必要がある。

また、市町村は、合併の検討が地域住民レベルで活発に行われるよう検討会、懇談会等を開催するなど、住民、各種団体等との間で十分なコミュニケーションを図る機会を設定する必要がある。

(3) 新たな地域づくりのシステムの創造

市町村合併に際して懸念される事項の多くは、地方分権時代におけるコミュニティ等の地域社会の形成や地域における自治の在り方とも密接に関わるものである。

今後、市町村、住民、各種団体等は、地域における課題解決のために、相互に密接に連携、協働して「地域経営」を進める能力が一層求められる。市町村合併

を契機として、行政と住民、各種団体等が協働で地域の課題を解決するため、コミュニティの形成やそれを活かした新たな地域づくりのシステムの創造に向けた積極的な検討が必要である。

例えば、次のようなシステムの検討、導入が考えられる。

これまでの地域づくりの伝統、成果を合併後も引き継ぎ、有効に活用するため、新市町村の総合計画において、合併前の市町村単位又はより小さな地域単位での地区別の計画を定める。この計画の策定に当たっては、コミュニティや地域審議会その他の組織を活用し、計画案の作成の段階からそれぞれの住民、各種団体等の参加を促し、その意見を十分反映させる。管理運営の段階においても、市町村と住民、各種団体等が協働で進める。

合併前の役場を支所や出張所として設置する場合、単なる窓口サービスを提供する場として位置付けるにとどまらず、一定の権限を委譲し、地域の伝統、文化等を支えるコミュニティやNPO等との協働の活動拠点として活用する。

(4) 対等のパートナーとして

市町村合併に当たっては、合併に向けたそれぞれの市町村、住民、各種団体等の検討を経て、地域の気運の盛り上がりに応じて、関係市町村との検討、共同の調査研究、さらには任意・法定の合併協議会での検討が順次行われることになる。このような具体的な協議の過程において、関係市町村、住民、各種団体等は、それぞれの規模に関わらず、新たなまちづくりと一緒に進めるパートナーであることを理解して、対等の立場で、地域全体の将来の姿について考え、検討を進める必要がある。

2 県の支援策

(1) 県の支援策の基本的方向

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県土の将来像を展望し、市町村合併に関する市町村、住民、各種団体等の取組みを積極的に支援する。支援に当たっては、特に財政支援に配慮しながら、情報提供、体制整備等をあわせて行うことにより、バランスのとれた効果的な施策を展開する。

さらに、市町村合併の検討から合併後の新市町村の行財政運営に至るまで、連続的かつ総合的に支援する。

なお、第5に示す市町村の合併パターンの趣旨に照らし、このパターンによる

市町村の組合せでの合併であるか否かを問わず、県は同様の支援を行う。

(2) 県の支援策

市町村合併の検討に際しての支援

県は、地域における市町村合併の議論が円滑に進むよう、次のとおり総合的に支援する。

ア 情報提供等

(ア) シンポジウム、セミナー等の開催

市町村合併をテーマとするシンポジウム、セミナー等を開催する。

(イ) (仮称)市町村合併推進会議の創設

市町村合併の意義、推進方策等について幅広く議論するとともに、市町村合併に対する気運の醸成を図るため、民間有識者で構成する会議を設置する。

(ウ) 市町村合併推進アドバイザーの派遣等

市町村合併に関して識見を有する者を市町村合併推進アドバイザーとして設置し、市町村、各種団体等の要請に応じて派遣する。また、市町村、各種団体等の要請に応じて、県職員を講師等として派遣する。

(エ) ハンドブックの作成・配布

市町村合併の手続きや各種情報を盛り込んだハンドブック(手引書)を作成し、広く配布する。

(オ) その他の情報提供等

市町村合併の必要性等について、テレビ、新聞、ホームページ等を活用して広く情報提供を行う。

法定・任意の合併協議会の運営に関する情報提供、市町村建設計画の作成に関する助言等を行う。

市町村、各種団体等からの要請に応じて、市町村合併の具体的な効果及び懸念される事項への具体的な対応策について、情報提供を行う。

イ 財政支援

(ア) 民間団体の取組みに対する助成(現行 広域行政推進調査事業費補助金)

民間団体が市町村合併に向けて自主的に行う調査研究、地域活動等気運の醸成を図るための事業に要する経費について、予算で定めるところにより助成する。

(イ) 市町村合併協議会の運営経費に対する助成

市町村が設置する合併協議会の運営に要する経費について、予算で定めるところにより助成する。

ウ 体制整備

(ア) (仮称)市町村合併推進本部の設置

自主的な市町村合併を推進するための支援策等を総合的かつ効果的に実施するため、庁内における横断的な支援体制を整備する。

(イ) 合併相談窓口の設置

市町村合併に関する情報提供や各種相談に適切に対応するため、総務部地方課に合併相談窓口を設置する。

(ウ) 職員の派遣

法定・任意の合併協議会に対して、市町村からの要請により、必要に応じて職員を派遣する。

エ その他条件整備等

(ア) 関係市町村間の調整

市町村合併の検討が円滑に進むよう市町村からの要請に応じて、関係市町村間の調整を行う。

(イ) 各種圏域、計画等の見直し

市町村合併の検討の状況に応じて、都市計画区域、各種圏域、各種計画等の見直しを検討する。

(ウ) 条例の見直し

条例に基づく市となるべき要件について、必要に応じて見直す。

新市町村に対する支援

県は、合併後の新市町村の行財政運営が円滑に進むよう、次のとおり総合的に支援する。

ア 情報提供等

(ア) 旧市町村単位の振興に関する情報提供

地域審議会その他の組織の運営等、旧市町村単位の振興に関する情報提供を行う。

(イ) 新たな地域づくりのシステムに関する情報提供

市町村、住民、各種団体等が行う新たな地域づくりのシステムの検討が円

滑に進むよう、先進事例等に関する情報提供を行う。

(ウ) その他の情報提供等

その他新市町村の行財政運営に係る総合的な情報提供、助言等を行う。

イ 財政支援等

(ア) 新市町村に対する財政支援

新市町村に対する特別交付金の交付

市町村合併に伴う行政サ - ビス格差の是正、広域行政サ - ビスのシステム整備等、市町村合併に伴い必要となる臨時的な財政需要について、新市町村の負担を軽減するため、予算で定めるところにより助成する。

なお、その他の市町村合併に伴い必要となる資金需要に対する貸付金についても配慮する。

(イ) 市町村建設計画を実現するための事業の実施

市町村建設計画に掲げられた県事業を重点的に実施する。

市町村建設計画に基づき市町村が実施する事業に対して、補助金を優先的に配分するよう配慮する。

その他市町村建設計画を達成するための事業が円滑に進むよう助言等を行う。

ウ 体制整備

(ア) 権限委譲の推進

新市町村の実態に応じた権限委譲を新市町村の意見を踏まえつつ、推進する。

(イ) 出先機関の所管区域等の見直し

新市町村に整合するよう、必要に応じて、出先機関の所管区域等を見直す。

(ウ) 人的支援等

中核市移行、市制施行に伴う事務の引継ぎが円滑に行われるよう研修や助言等を行う。また、当該市からの要請により、必要に応じて職員を派遣する。

エ その他条件整備等

(ア) 各種圏域、計画等の見直し

新市町村に整合するよう、必要に応じて、都市計画区域、各種圏域、各種計画等を見直す。

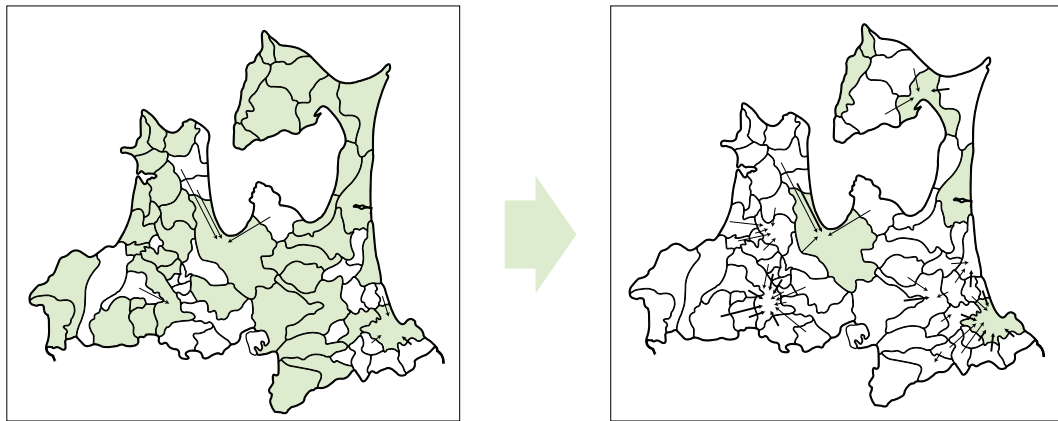
(イ) 公共的団体等の統合整備

新市町村の一体性の確立に資するため、市町村ごとに設置されている公共的団体等について、統合整備が円滑に進むよう適切な助言等に努める。

1 県内の通勤の広域化の状況（昭和45年と平成7年の比較）

昭和45年 10%以上通勤率の状況

平成7年 10%以上通勤率の状況

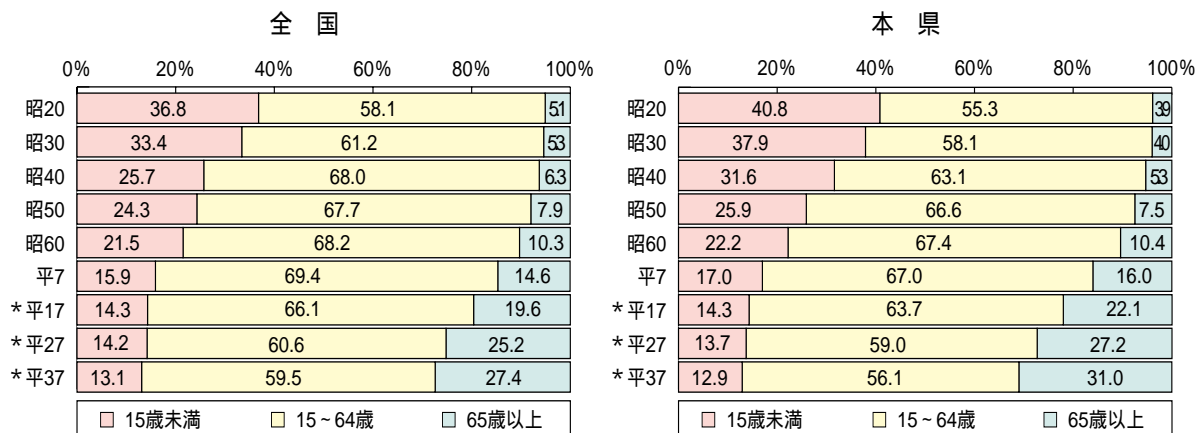


- 住んでいる市町村で働く人の割合が90%以上の市町村
- 10%以上通勤率
- 20%以上通勤率

（注）通勤率は、例えばA町に住む就業者のうち、B市へ通勤している人の占める割合のこと。上記の図では、矢印の先が通勤先の市町村にあたる。

（資料）総務庁「国勢調査報告」

2 年齢階層別人口比率の推移（全国、本県）



（注1）昭和20年～平成7年は実績値、平成17年以降（*印）は推計値である。

（注2）昭和20年～昭和30年は、全国の値に沖縄県は含まない。

（資料）昭和20年～平成7年：総務庁「国勢調査報告」

平成17年以降：国立社会保障・人口問題研究所「将来の都道府県人口推計」（平成9年5月）

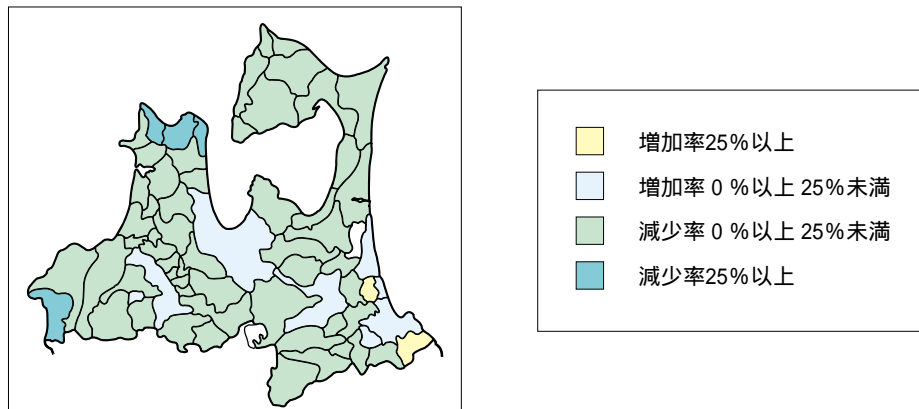
3 市部及び町村部の人口・面積

	本 県			全 国		
	市	町村	合計	市	町村	合計
市 町 村 数	8	59	67	671	2,558	3,229
構成比	11.9%	88.1%	100.0%	20.8%	79.2%	100.0%
人 口 (人)	966,604	537,754	1,504,358	90,467,411	27,507,773	117,975,184
構成比	64.3%	35.7%	100.0%	76.7%	23.3%	100.0%
平均人口 (人)	120,826	9,114	22,453	134,825	10,754	36,536
面 積 (km ²)	2,246.62	7,359.65	9,606.27	105,311.77	265,781.24	371,093.01
構成比	23.4%	76.6%	100.0%	28.4%	71.6%	100.0%
平均面積 (km ²)	280.83	124.74	143.38	156.95	103.9	114.93

(注) 全国の数値は特別区を除いたもの。

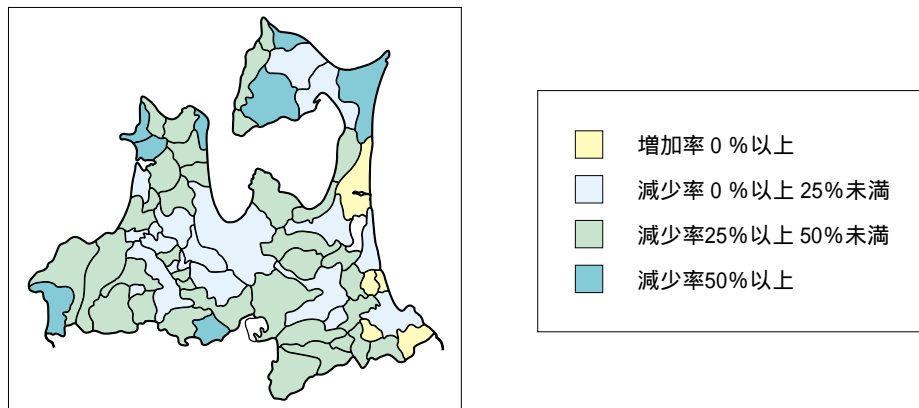
(資料) 自治省「全国市町村要覧 平成11年版」

4 市町村別人口の推移 (昭和58年～平成11年)



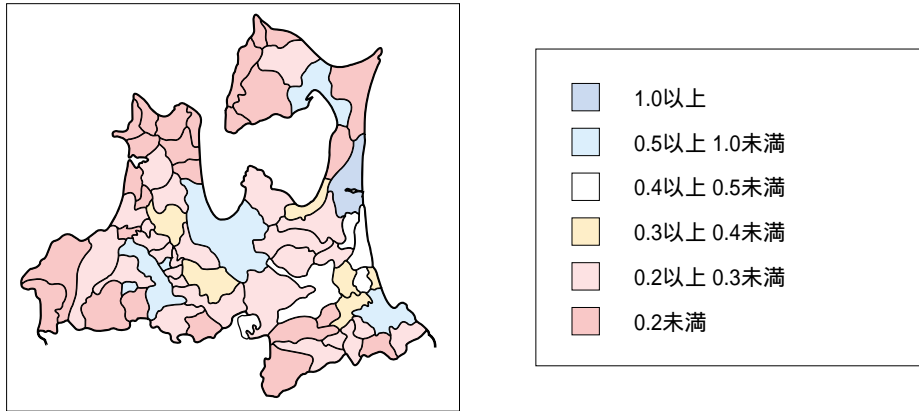
(資料) 住民基本台帳人口 (昭和58年3月31日、平成11年3月31日)

5 市町村別人口の推移 (平成7年～平成37年 (推計))



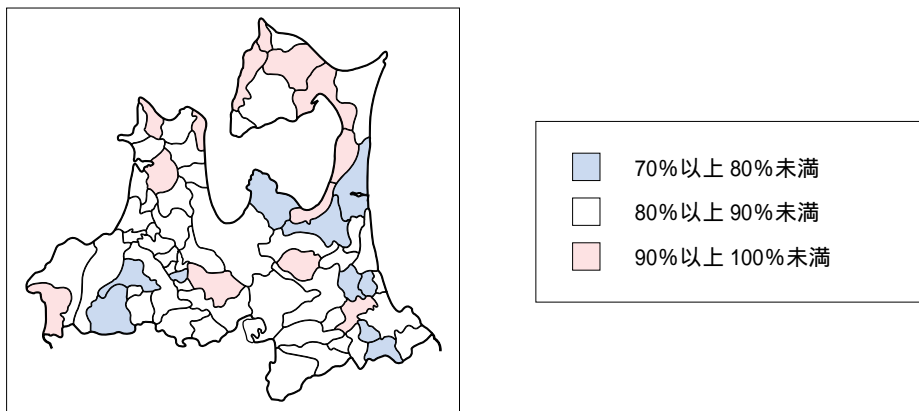
(資料) (財) 統計情報研究開発センター「市区町村別将来推計人口」(平成9年9月)

6 市町村の財政力指数の状況



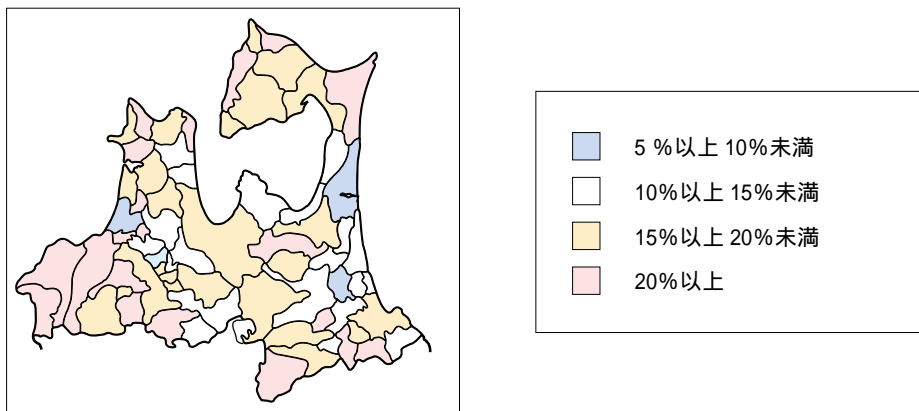
(資料)(財) 地方財務協会「市町村別決算状況調 平成10年度」

7 市町村の経常収支比率の状況



(資料)(財) 地方財務協会「市町村別決算状況調 平成10年度」

8 市町村の公債費負担比率の状況



(資料)(財) 地方財務協会「市町村別決算状況調 平成10年度」

9 人口規模別に見た主な専門職員の配置状況

専門職種	人口規模	該当 市町村数	職員数別の市町村数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
保健婦及び保健士、助産婦	人口3万人以上	8市	-	-	-	-	-	8市
	人口1万2千人以上 3万人未満	15町村	-	-	-	2町村	2町村	11町村
	人口8千人以上 1万2千人未満	15町村	-	-	-	1町村	8町村	6町村
	人口4千人以上 8千人未満	16町村	-	-	4町村	9町村	2町村	1町村
	人口4千人未満	13町村	-	-	8町村	4町村	1町村	-
建築技師	人口3万人以上	8市	-	-	-	-	1市	7市
	人口1万2千人以上 3万人未満	15町村	5町村	4町村	3町村	2町村	-	1町村
	人口8千人以上 1万2千人未満	15町村	9町村	3町村	2町村	1町村	-	-
	人口4千人以上 8千人未満	16町村	15町村	-	1町村	-	-	-
	人口4千人未満	13町村	13町村	-	-	-	-	-
商工一般	人口3万人以上	8市	-	-	-	-	1市	7市
	人口1万2千人以上 3万人未満	15町村	3町村	9町村	3町村	-	-	-
	人口8千人以上 1万2千人未満	15町村	7町村	6町村	2町村	-	-	-
	人口4千人以上 8千人未満	16町村	16町村	-	-	-	-	-
	人口4千人未満	13町村	13町村	-	-	-	-	-

(資料)「平成10年地方公共団体定員管理調査」

10 市町村における主な地域情報通信システムの導入状況

地域情報通信システム	導入市町村・組合	メディア
行政窓口サービスオンラインシステム	青森市	ファクシミリ通信、LAN、専用回線
	弘前市	専用回線、ISDN
	八戸市	LAN
	黒石市	専用回線
	下田町	LAN、ISDN
	六ヶ所村	LAN、ISDN
公共施設予約案内システム	青森市	LAN、専用回線、情報キオスク
救急医療情報システム	青森地域広域消防事務組合	消防防災無線、専用回線
観光物産情報提供システム	弘前市	パソコン通信、ファクシミリ通信、公衆回線
	十和田湖町	公衆回線、専用回線、その他

(資料)情報政策研究会「地方公共団体における地域情報化施策の概要 平成11年版」



国の支援策	県の支援策
<p>〔情報提供その他の支援〕 ホームページ等による情報提供 合併相談コーナーの設置 シンポジウムの開催 関係省庁間の連携強化等</p>	<p>〔情報提供その他の支援〕 シンポジウム、セミナー等の開催 （仮称）市町村合併推進会議の設置 市町村合併推進アドバイザーの派遣等 ハンドブックの作成・配布 テレビ、新聞、ホームページ等による情報提供 合併相談窓口の設置 関係市町村間の調整</p> <p>〔財政支援〕 民間団体に対する助成（現行 広域行政推進調査事業費補助金）</p>

<p>〔財政支援〕 法定・任意の合併協議会の運営経費に対する特別交付税措置 合併準備補助金（法定合併協議会）</p> <p>〔情報提供その他の支援〕 住民発議制度 市となるべき人口要件の緩和 議員の定数、在任の特例 議員年金に関する特例</p>	<p>〔財政支援〕 市町村合併協議会の運営経費に対する助成</p> <p>〔情報提供その他の支援〕 （仮称）市町村合併推進本部の設置 合併協議会の運営支援 合併協議会への職員派遣 市町村建設計画の作成に関する助言等 市となるべき要件条例の見直し 合併の効果、懸念される事項への対応策に係る情報提供 各種圏域、計画等の見直し検討</p>
--	---

<p>〔財政支援〕 合併特例債 普通交付税の合併算定替 臨時的経費に対する普通交付税措置 公債費負担格差是正のための特別交付税措置 合併市町村補助金 過疎債の特例</p> <p>〔情報提供その他の支援〕 地域審議会</p>	<p>〔財政支援等〕 新市町村に対する特別交付金 市町村建設計画に基づく県事業の重点的実施、市町村事業に対する補助金の優先的配分の配慮</p> <p>〔情報提供その他の支援〕 出先機関の所管区域等の見直し 権限委譲の推進 中核市への移行、市制施行に際しての職員派遣等 各種圏域、計画等の見直し 公共的団体等の統合整備に関する助言等 旧市町村単位の振興に関する情報提供 新たな地域づくりのシステムに関する情報提供 その他行財政運営に関する情報提供、助言等</p>
--	--

1 市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化等

市町村合併の推進のための財政上の措置その他の措置について、関係省庁間の連携等を図る。

2 市町村合併に関する情報提供

市町村合併の意義、必要性、メリット、合併特例法の内容、国会における市町村合併の論議の内容等について、積極的に情報提供を行う。

3 地方財政措置

合併特例法に規定されているものを含め、合併準備の段階と合併後の段階で、次のような措置を講ずる。

(1) 合併準備に関する財政措置

合併準備経費に対する財政措置

市町村における合併協議会の設置経費について、特別交付税措置を講ずる。

合併準備補助金

市町村建設計画の作成等、市町村の合併に関し、先導的な取組みを積極的に行っている法定の合併協議会の構成市町村に対し補助する。

(2) 新市町村に対する財政措置

合併特例債

市町村建設計画に基づいて行う次の事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度間に限り、特例的に地方債をその財源とすることができる。当該地方債に係る元利償還に要する経費の一部は、普通交付税により措置する。

ア 新市町村のまちづくりのための建設事業

イ 新市町村の振興のための基金造成

過疎地域の自立のための特別措置

合併関係市町村に過疎地域の市町村が含まれる新市町村については、新市町村が過疎地域の要件を満たさない場合であっても、過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、過疎債の発行等の特別措置を適用する。

普通交付税の算定の特例（合併算定替）

新市町村の普通交付税の算定に当たり、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度間は、合併関係市町村が存続した場合の合算額とする。その後の5年度間で当該算定による増加額を段階的に縮減する。

合併直後の臨時的経費に対する財政措置

行政の一体化（基本構想の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）、行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）のための経常経費に対して、普通交付税による包括的財政措置を講ずる。

合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

全国平均を上回る合併関係市町村の起債制限比率と全国平均との差に相当する公債費のうち利子相当分について、特別交付税措置を講ずる。

合併市町村補助金

新市町村において、地域内の交流・連携、一体性強化のために必要な事業であって、合併により付加的に必要となるものであり、かつ、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業に対して補助する。

4 その他

(1) 住民発議制度

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、法定の合併協議会の設置の請求を行うことができる。

すべての関係市町村で同一内容の住民発議が成立した場合には、すべての関係市町村の長は、合併協議会設置の協議について、議会に付議しなければならない。

(2) 地域審議会

合併関係市町村の協議により、合併関係市町村の区域を単位として、必要な地域に審議会（地域審議会）を設置することができる。地域審議会は、新市町村長の諮問に応じ、また必要に応じて、意見を述べることができる。

(3) 市となる人口要件の緩和

町村による新設合併又は編入合併の場合は、市となる要件のうち、人口要件を4万人以上とする。また、新設合併のうち、市の区域の全部を含む区域で行う合併の場合は、市の要件を備えていない場合も市となることができる。

(4) 新市町村の議会議員の定数特例・在任特例

一定の範囲内で、新市町村の議会議員の定数を増加するか、又は合併関係市町村の議会議員が新市町村の議会議員として在任することができる。

新設合併の場合

ア 定数の特例：最初の任期に限り、新市町村の議員定数の2倍まで定数増が可能

イ 在任の特例：合併関係市町村の議員が2年を限度として在任可能

編入合併の場合

ア 定数の特例：合併後の増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで一定の範囲で定数増が可能

イ 在任の特例：編入される市町村の議員が編入先の市町村の議員の任期まで在任可能。さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増も可能

(5) 議員年金に関する特例

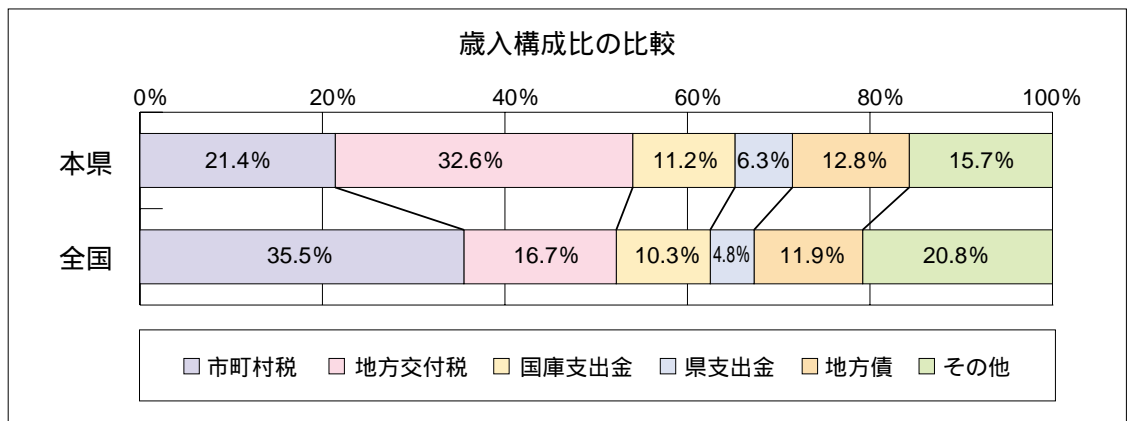
市町村合併の前日において合併関係市町村の議会議員であった者のうち、合併がなければ議員の退職年金の在職期間（12年以上）の要件を満たすこととなる者について、年金受給資格を認める。

参考3 市町村の財政の状況

1 歳入・歳出の構成比比較

(1) 歳入

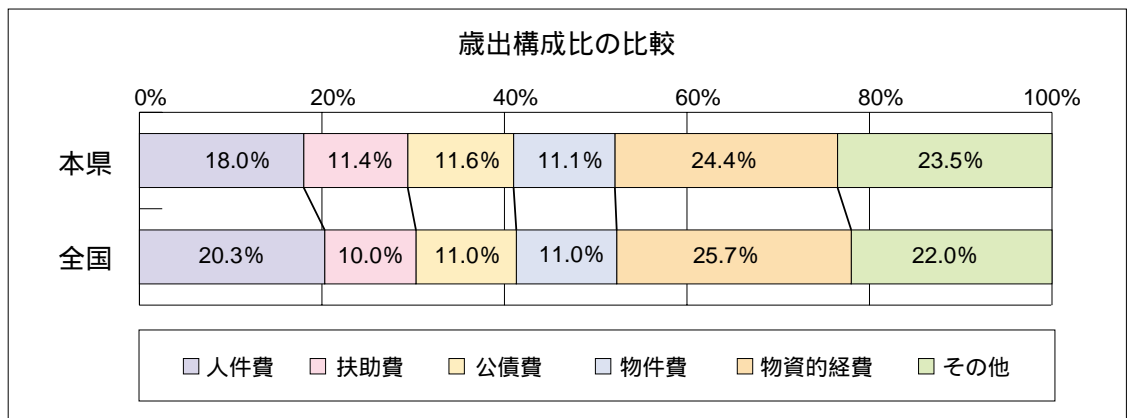
区分	市町村税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	うち諸収入
本 県	21.4%	32.6%	11.2%	6.3%	12.8%	15.7%	3.2%
全 国	35.5%	16.7%	10.3%	4.8%	11.9%	20.8%	5.4%
差 引	-14.1%	15.9%	0.8%	1.5%	0.9%	-5.1%	-2.2%



(資料)(財)地方財務協会「市町村別決算状況調 平成10年度」

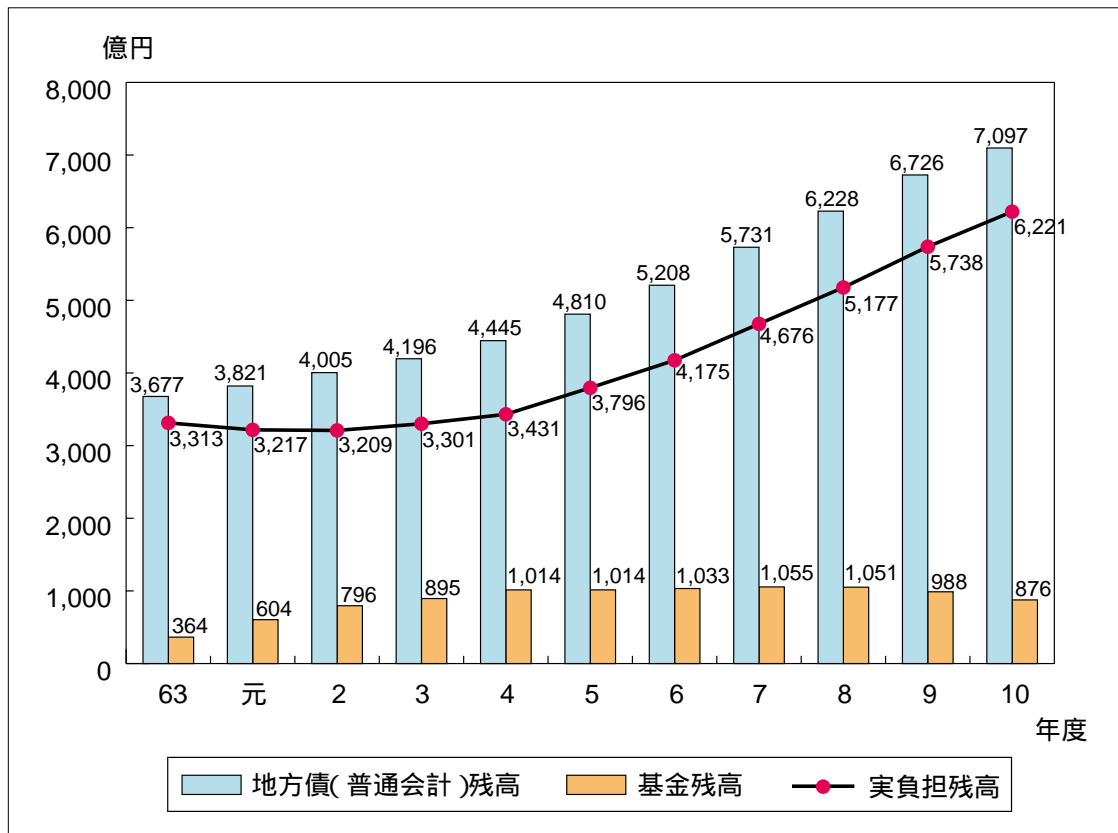
(2) 歳出

区分	人件費	扶助費	公債費	物件費	投資的経費	うち単独	その他
本 県	18.0%	11.4%	11.6%	11.1%	24.4%	14.1%	23.5%
全 国	20.3%	10.0%	11.0%	11.0%	25.7%	15.7%	22.0%
差 引	-2.2%	1.4%	0.6%	0.1%	-1.3%	-1.6%	1.5%



(資料)(財)地方財務協会「市町村別決算状況調 平成10年度」

2 地方債及び基金残高の推移



(資料)(財)地方財務協会「市町村別決算状況調」(昭和63年度～平成10年度)

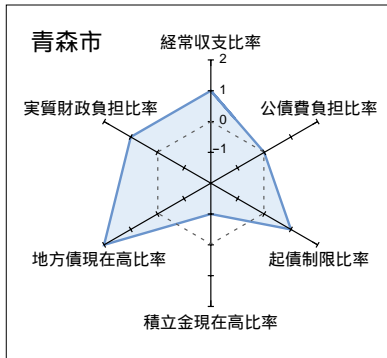
3 市町村ごとの財政指標（平成10年度決算）

以下のグラフは、各市町村の財政指標の数値について、それぞれ指標ごとに「警戒ライン」と言われている数値と比較したものである。点線が警戒ライン、実線が各市町村の数値を示している。

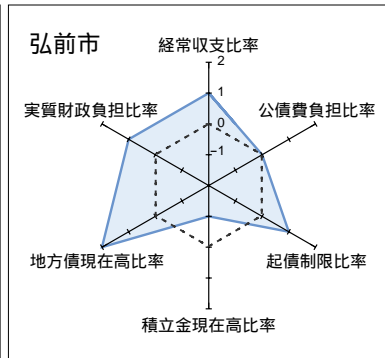
各指標の分類は下表のとおりとし、実線が外側にあるほど、財政状況が健全であると言える。

レベル	2 (健全エリア)	1 (準警戒エリア)	0 (警戒エリア)	-1 (危険エリア)
経常収支比率(市)	80%未満	80%～85%	85%～90%	90%以上
経常収支比率(町村)	75%未満	75%～80%	80%～90%	90%以上
公債費負担比率	10%未満	10%～15%	15%～20%	20%以上
起債制限比率	10%未満	10%～13%	13%～15%	15%以上
積立金現在高比率	50%以上	40%～50%	30%～40%	30%未満
地方債現在高比率	200%未満	200%～250%	250%～300%	300%以上
実質財政負担比率	150%未満	150%～200%	200%～250%	250%以上

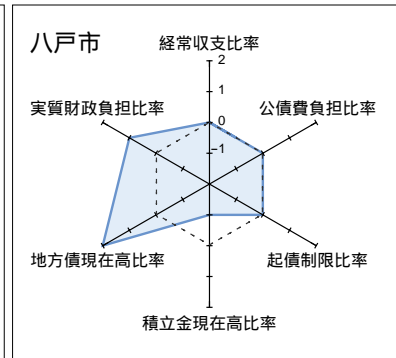
- (注1) 各財政指標の数値は、平成10年度普通会計決算による数値である。
- (注2) 起債制限比率は、3年度間の平均値である。
- (注3) 積立金現在高比率は、各種基金現在高の標準財政規模に対する割合である。
- (注4) 地方債現在高比率は、地方債現在高の標準財政規模に対する割合である。
- (注5) 実質財政負担比率は、地方債現在高に債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）を加え、各種基金現在高を差し引いた額の標準財政規模に対する割合である。



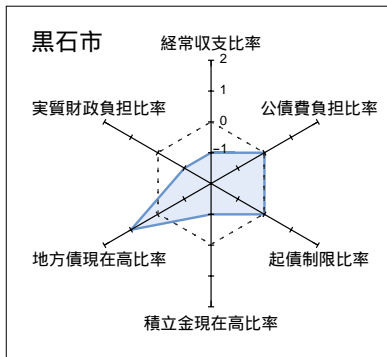
経常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
84.9	17.7	11.7	22.5	197.3	187.2
1	0	1	-1	2	1



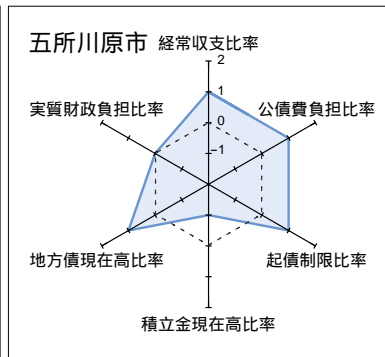
経常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
83.0	15.8	12.2	22.9	192.9	180.7
1	0	1	-1	2	1



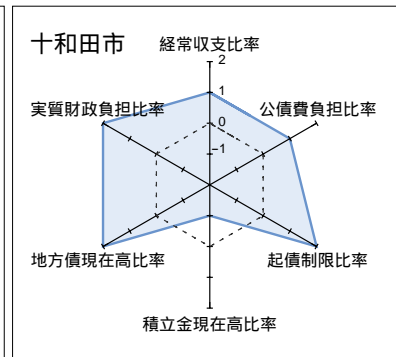
経常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
87.0	15.5	13.3	19.1	180.1	163.0
0	0	0	-1	2	1



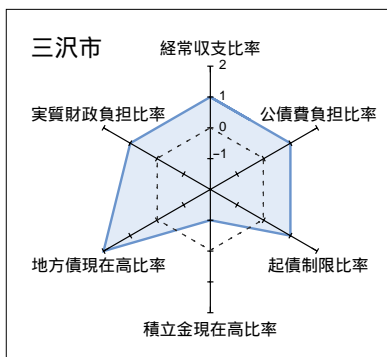
経常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
90.1	17.6	14.3	0.3	232.2	255.3
-1	0	0	-1	1	-1



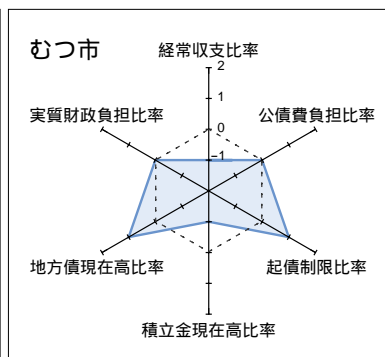
経常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
84.1	14.1	11.2	7.1	214.6	216.8
1	1	1	-1	1	0



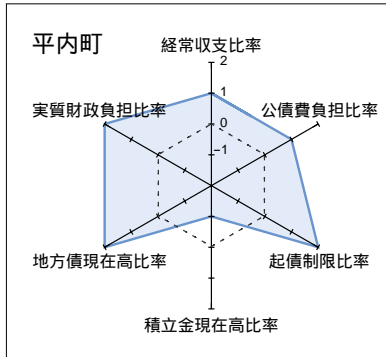
経常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
84.8	13.2	9.6	22.9	154.5	149.6
1	1	2	-1	2	2



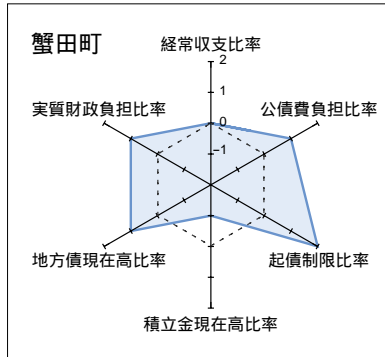
経常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
80.8	13.0	12.6	23.8	193.2	187.5
1	1	1	-1	2	1



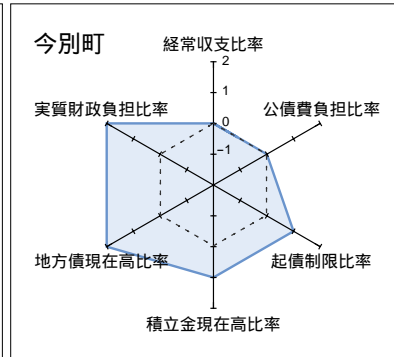
経常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
95.9	16.2	12.9	4.6	205.9	218.4
-1	0	1	-1	1	0



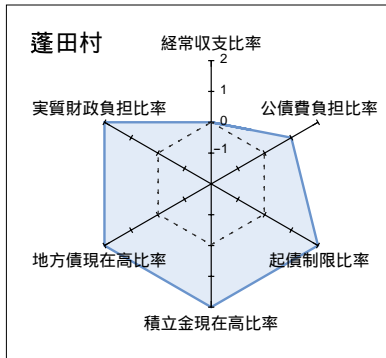
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
75.9	10.5	8.2	24.4	145.9	122.4
1	1	2	-1	2	2



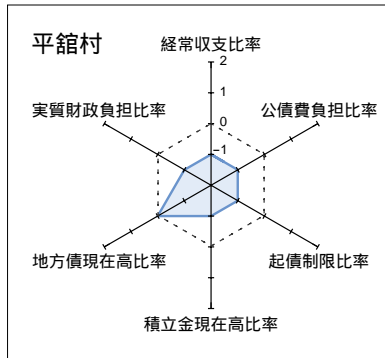
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
86.3	14.0	8.9	20.1	202.7	188.1
0	1	2	-1	1	1



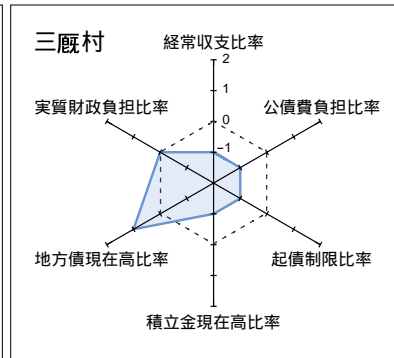
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
87.8	18.8	10.7	48.8	188.9	141.1
0	0	1	1	2	2



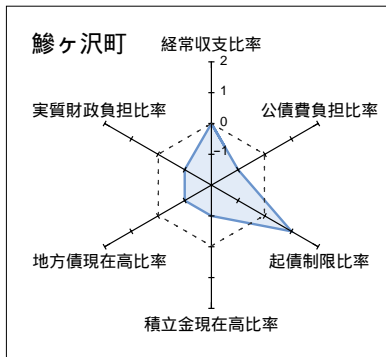
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
84.9	11.1	6.9	58.7	178.5	121.2
0	1	2	2	2	2



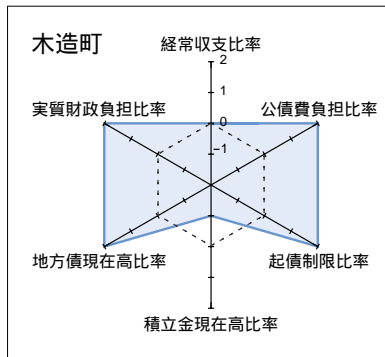
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
93.9	22.5	15.4	22.9	253.4	275.1
-1	-1	-1	-1	0	-1



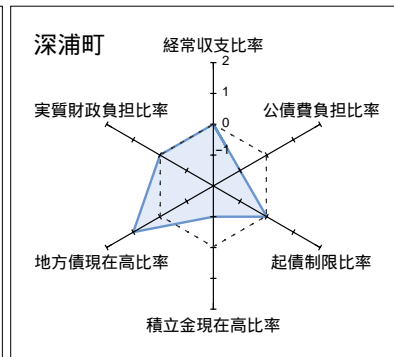
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
93.3	25.0	15.7	7.4	239.8	232.4
-1	-1	-1	-1	1	0



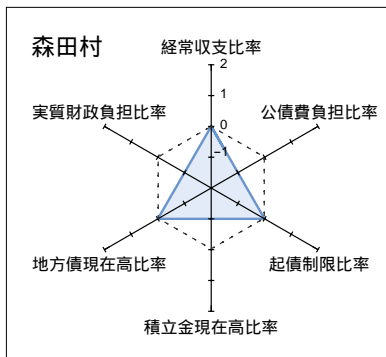
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
83.8	20.7	11.8	6.0	394.0	387.9
0	-1	1	-1	-1	-1



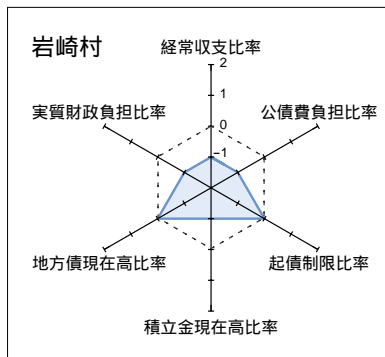
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
89.9	9.9	7.2	8.3	88.4	82.7
0	2	2	-1	2	2



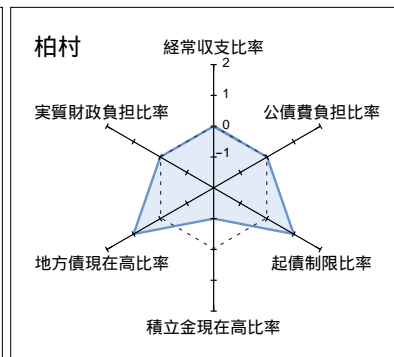
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
83.6	27.0	14.2	18.0	239.8	222.0
0	-1	0	-1	1	0



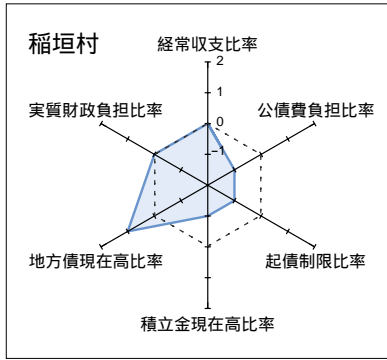
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
84.0	24.2	13.4	7.6	274.9	293.0
0	-1	0	-1	0	-1



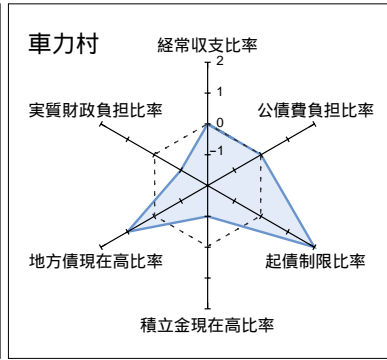
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
90.4	26.1	14.7	1.9	283.2	287.3
-1	-1	0	-1	0	-1



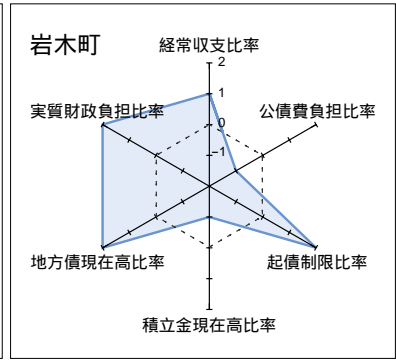
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
80.4	17.8	10.3	21.5	220.0	201.4
0	0	1	-1	1	0



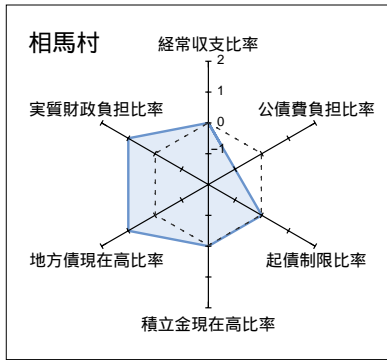
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
87.9	25.7	17.1	3.4	224.5	222.3
0	-1	-1	-1	1	0



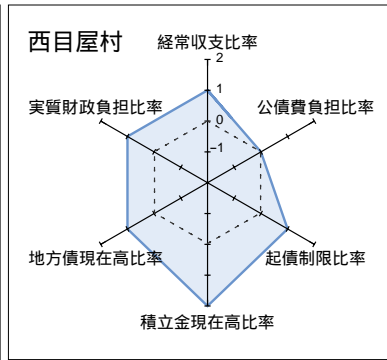
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
89.0	19.4	9.8	13.1	202.6	295.5
0	0	2	-1	1	-1



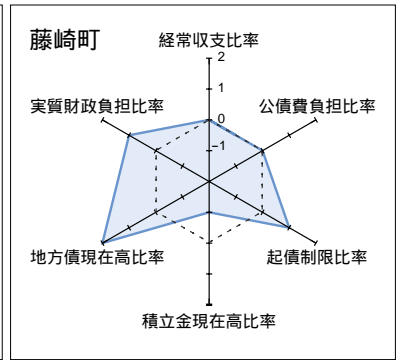
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
78.3	26.7	8.4	27.8	167.9	143.9
1	-1	2	-1	2	2



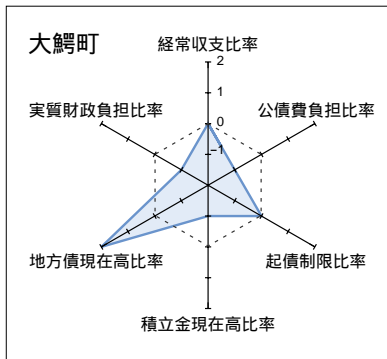
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
81.8	20.8	13.2	37.0	226.1	199.5
0	-1	0	0	1	1



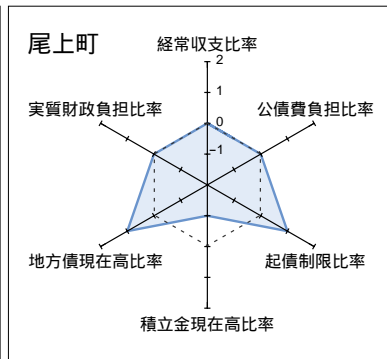
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
77.0	17.2	10.9	71.5	217.5	155.9
1	0	1	2	1	1



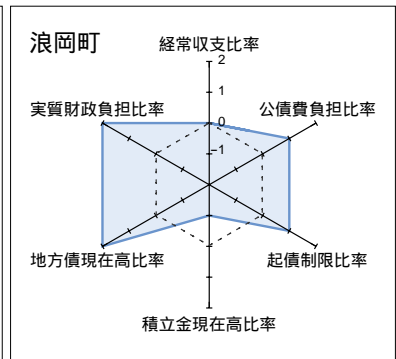
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
80.7	18.5	11.6	21.6	180.7	168.4
0	0	1	-1	2	1



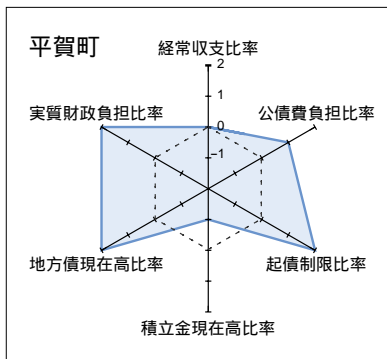
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
83.3	23.3	14.9	24.7	134.4	322.1
0	-1	0	-1	2	-1



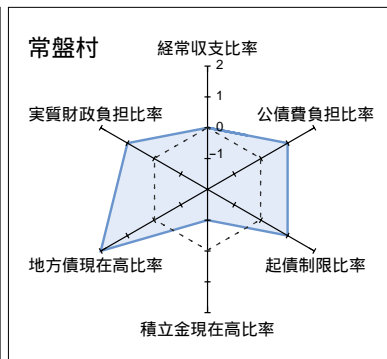
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
84.5	16.2	11.0	14.1	219.7	243.6
0	0	1	-1	1	0



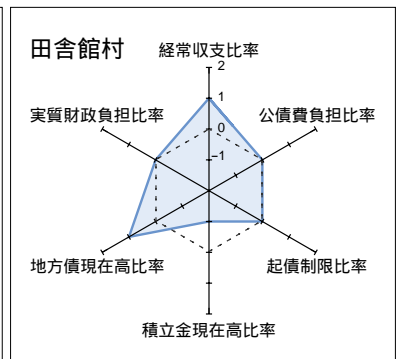
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
88.7	13.5	10.2	13.4	136.6	147.4
0	1	1	-1	2	2



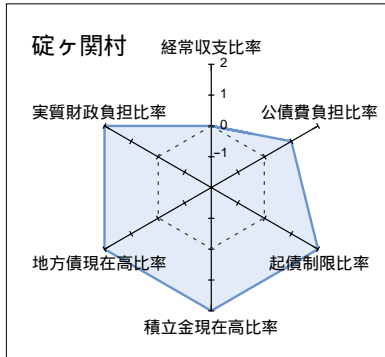
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
81.4	12.7	7.1	24.1	145.2	138.1
0	1	2	-1	2	2



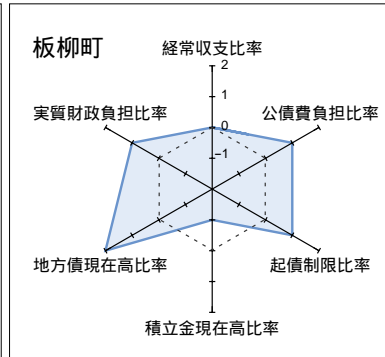
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
84.1	14.0	12.1	26.0	172.0	161.9
0	1	1	-1	2	1



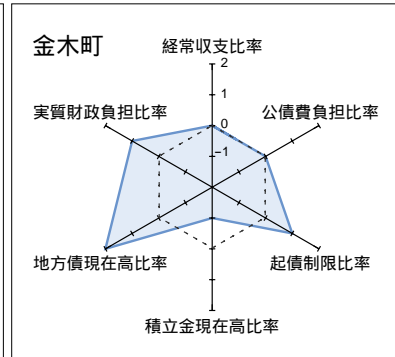
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
78.4	19.5	13.6	29.9	232.6	210.4
1	0	0	-1	1	0



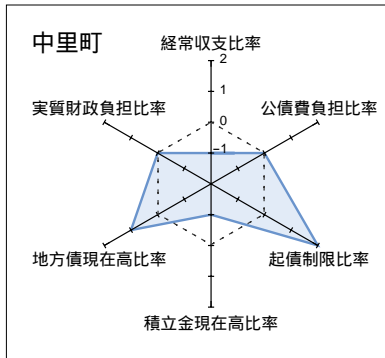
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
82.3	13.4	8.3	56.1	180.5	125.4
0	1	2	2	2	2



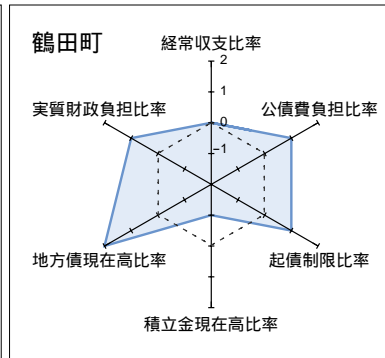
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
81.7	13.8	10.5	21.5	168.0	164.1
0	1	1	-1	2	1



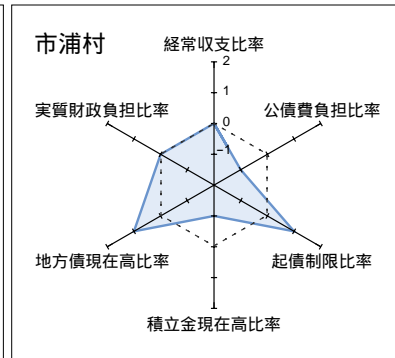
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
83.7	17.4	11.5	16.7	188.8	173.7
0	0	1	-1	2	1



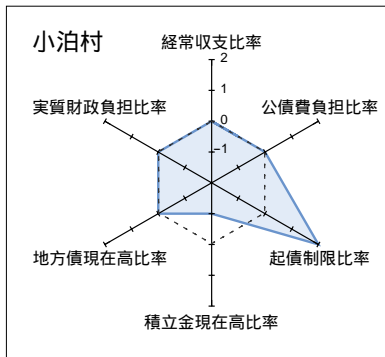
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
90.3	15.6	9.6	11.7	236.6	227.7
-1	0	2	-1	1	0



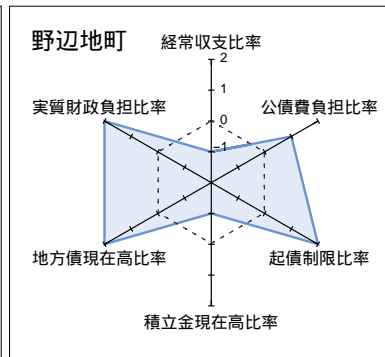
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
85.3	14.4	10.7	1.2	164.2	168.8
0	1	1	-1	2	1



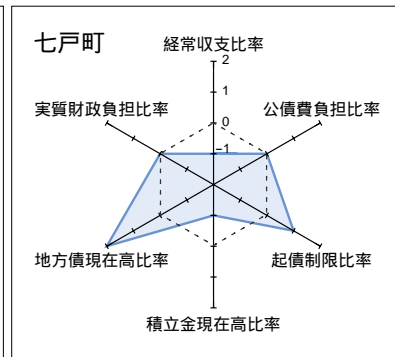
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
82.8	22.3	10.1	25.4	211.4	222.7
0	-1	1	-1	1	0



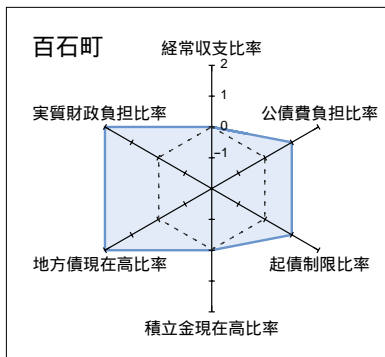
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
84.5	17.6	9.9	25.6	259.9	239.8
0	0	2	-1	0	0



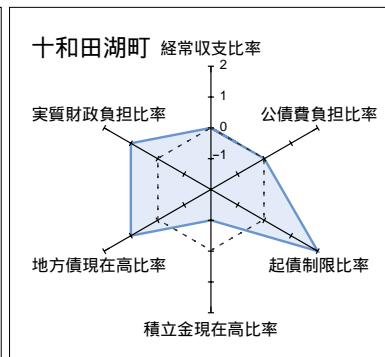
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
96.9	11.7	9.0	1.6	114.8	126.2
-1	1	2	-1	2	2



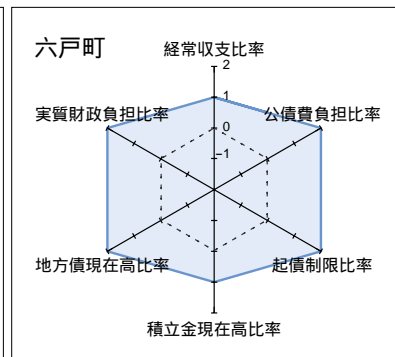
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
92.1	17.6	10.2	10.8	169.4	203.6
-1	0	1	-1	2	0



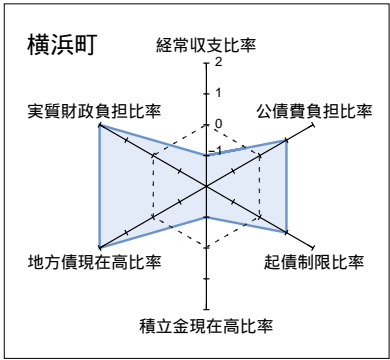
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
80.8	11.7	10.4	37.1	155.1	121.3
0	1	1	0	2	2



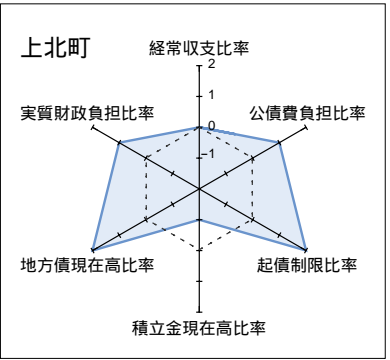
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
81.4	17.7	8.0	19.9	213.2	193.7
0	0	2	-1	1	1



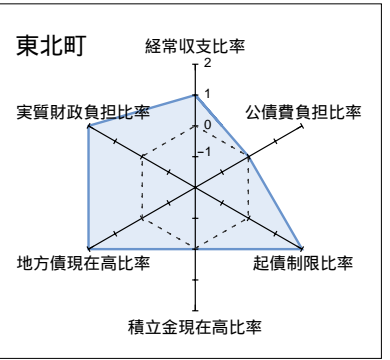
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負担比率
79.8	9.7	6.1	40.8	168.7	129.8
1	2	2	1	2	2



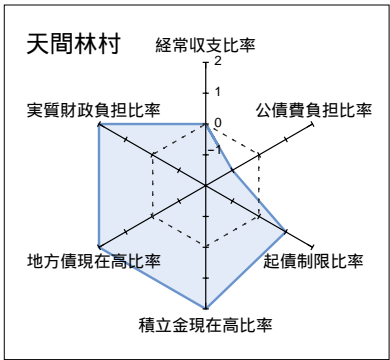
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
99.3	14.3	11.3	4.5	137.3	142.6
-1	1	1	-1	2	2



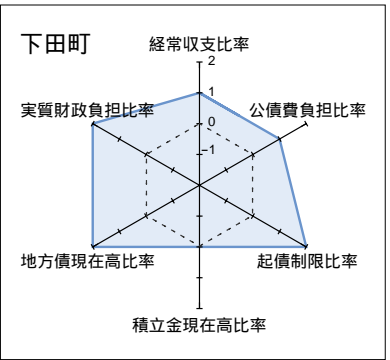
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
83.8	10.2	9.2	22.7	145.4	171.8
0	1	2	-1	2	1



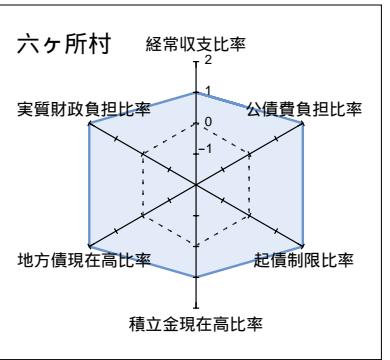
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
79.3	15.2	9.0	31.9	155.8	126.8
1	0	2	0	2	2



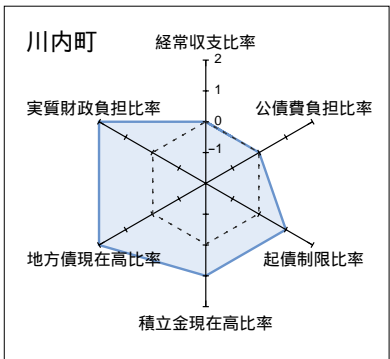
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
82.9	23.3	10.1	52.2	148.1	106.9
0	-1	1	2	2	2



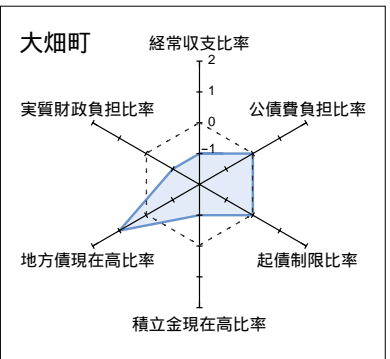
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
77.4	11.9	8.6	31.0	132.8	111.6
1	1	2	0	2	2



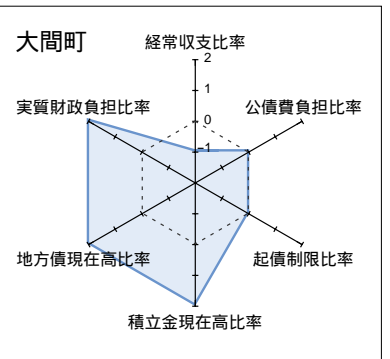
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
75.6	5.1	5.5	42.8	64.3	21.8
1	2	2	1	2	2



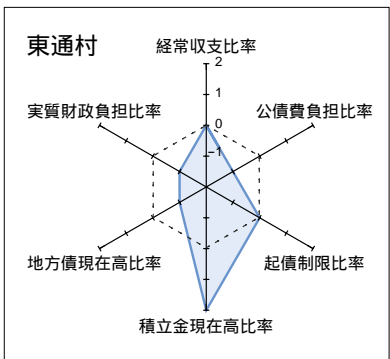
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
86.0	17.9	10.8	42.0	156.5	118.1
0	0	1	1	2	2



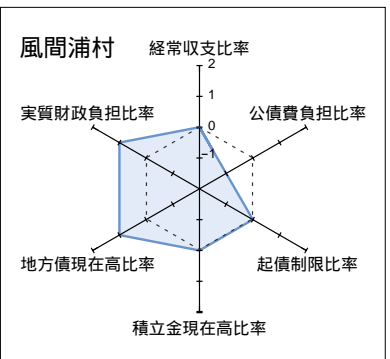
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
92.8	18.7	14.3	13.6	245.8	267.1
-1	0	0	-1	1	-1



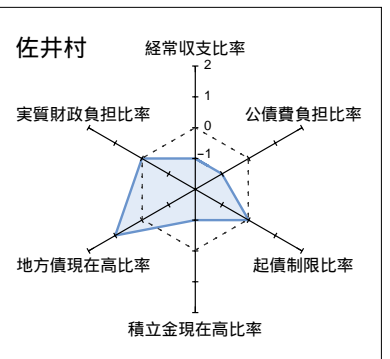
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
96.2	15.7	13.1	167.4	194.6	33.5
-1	0	0	2	2	2



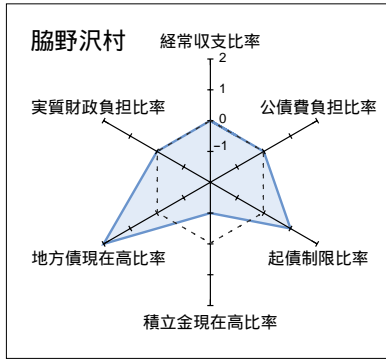
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
82.1	21.7	13.6	150.7	316.2	251.6
0	-1	0	2	-1	-1



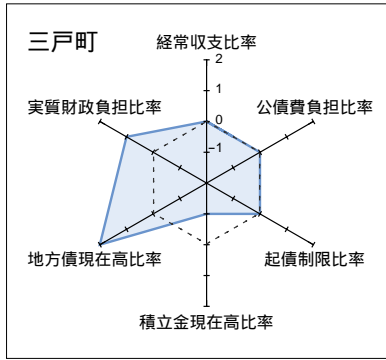
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
88.1	21.2	14.6	34.3	227.0	195.9
0	-1	0	0	1	1



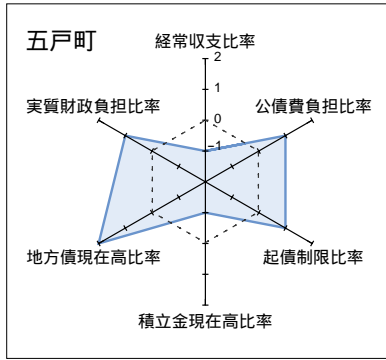
經常収支比率	公債費負担比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	実質財政負担比率
91.7	24.5	13.3	8.2	228.8	223.3
-1	-1	0	-1	1	0



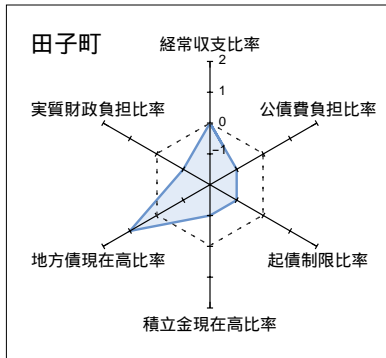
經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
88.4	18.9	11.9	14.7	196.5	200.2
0	0	1	-1	2	0



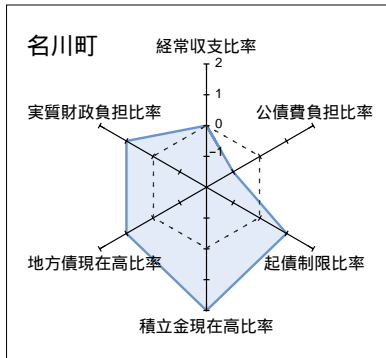
經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
84.8	19.7	13.6	24.8	170.9	166.5
0	0	0	-1	2	1



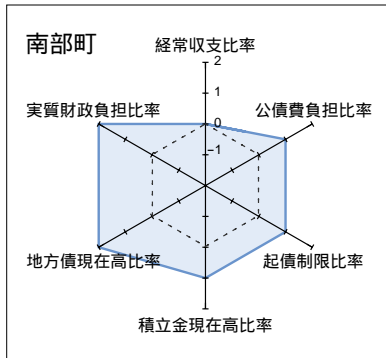
經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
93.6	14.9	10.8	16.2	157.7	159.0
-1	1	1	-1	2	1



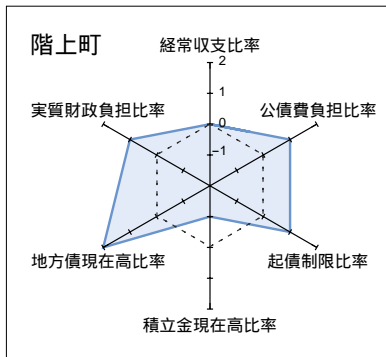
經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
87.3	31.4	16.4	13.1	245.5	286.5
0	-1	-1	-1	1	-1



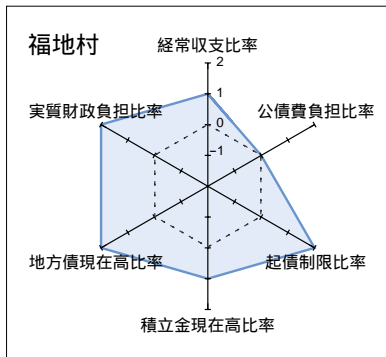
經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
80.9	20.6	11.2	54.0	229.5	181.5
0	-1	1	2	1	1



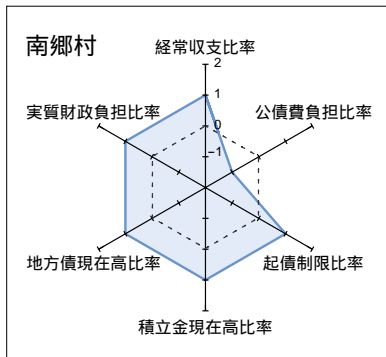
經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
80.3	12.8	10.2	44.9	158.8	116.3
0	1	1	1	2	2



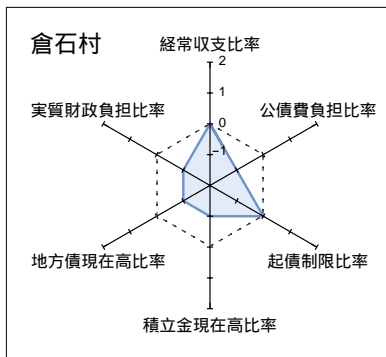
經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
84.4	14.9	12.1	24.6	185.9	165.2
0	1	1	-1	2	1



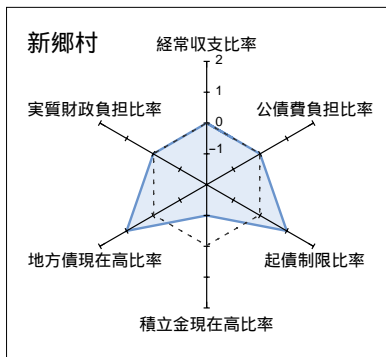
經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
76.2	16.7	8.0	40.6	146.9	119.4
1	0	2	1	2	2



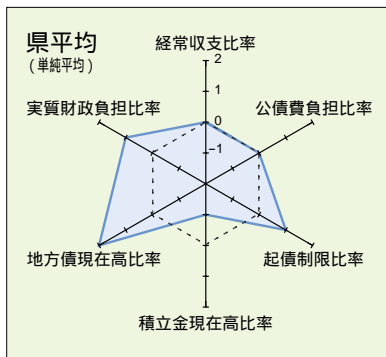
經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
79.9	25.9	10.2	47.3	221.2	174.3
1	-1	1	1	1	1



經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
87.1	30.0	14.2	28.3	316.8	336.0
0	-1	0	-1	-1	-1



經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
83.7	18.0	10.9	24.5	210.7	218.6
0	0	1	-1	1	0



經常收支比率	公債費負擔比率	起債制限比率	積立金現在高比率	地方債現在高比率	實質財政負擔比率
85.1	17.7	11.2	23.5	190.3	182.0
0	0	1	-1	2	1